

平成29年定例第1回市議会会議録(第3日)

平成29年3月8日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

| | | | | | |
|----|------|------|-----|------|------|
| 1番 | 奥 蘭 | 由美子 | 9番 | 荒 卷 | 隆 伸 |
| 2番 | 吉 原 | 政 宏 | 10番 | 瀬 口 | 健 |
| 3番 | 徳 永 | 重 遠 | 11番 | 川 口 | 正 宏 |
| 4番 | 末 吉 | 達二郎 | 12番 | 壇 | 康 夫 |
| 5番 | 古 賀 | 義 教 | 14番 | 中 島 | 一 博 |
| 6番 | 前 原 | 武 美 | 15番 | 坂 口 | 孝 文 |
| 7番 | 野 田 | 力 | 16番 | 宮 本 | 五 市 |
| 8番 | 上津原 | 博 | 17番 | 牛 嶋 | 利 三 |

2. 不応招議員は次のとおりである。

13番 中 尾 眞智子

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 梅津俊朗 | 係長 | 堤和美 |
| 次長 | 田中裕樹 | 書記 | 柿野孝博 |

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | | | |
|---------------|-------|-------------------------------|-------|
| 市長 | 西原親 | 上下水道課長 | 木下康彦 |
| 副市長 | 高野道生 | 学校教育課長 | 加藤武美 |
| 教育長 | 長岡廣通 | 健康づくり課長 | 四牟田正雄 |
| 監査委員 | 平井常雄 | 健康づくり課健康係長 | 高岡典代 |
| 総務部長 | 馬場洋輝 | 教育部指導室長 | 藤岡育代 |
| 保健福祉部長 | 加藤康志 | 企画財政課長補佐兼 企画・地方創生係地方創生担当係長 | 山田利長 |
| 市民部長 兼市民課長 | 本荘安政 | 企画財政課 企画・地方創生係企画担当係長 | 村越公貞 |
| 環境経済部長 | 富重巧斉 | 福祉事務所社会福祉係 庶務担当係長 | 中村栄志 |
| 建設都市部長 | 松尾正春 | 福祉事務所社会福祉係 社会福祉担当係長 | 石橋将和 |
| 教育部長 | 大津一義 | 農業委員会事務局長 | 城敬介 |
| 消防長 | 北嶋俊治 | 農業委員会事務局長補佐 兼農業委員会係長 | 池田政俊 |
| 総務課長 | 西山俊英 | 農林水産課農政係長 | 猿本邦博 |
| 企画財政課長 | 坂田良二 | 学校教育課長補佐 兼施設係長 | 甲斐田裕士 |
| 企画財政課 財政係長 | 大坪康春 | 建設課長 | 内野逸雄 |
| 福祉事務所長 | 坂口浩二 | 建設課道路係長 | 松尾武喜 |
| 子ども子育て課長 | 築地原良太 | 環境衛生課 循環型社会推進係長 | 吉開勝 |
| 環境衛生課長 | 松尾和久 | 消防署長 兼警防課長 | 金子隆 |
| 農林水産課長 | 木村勝幸 | 消防本部総務課長 | 宮本一久 |
| 商工観光課長 | 松尾博 | | |

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問(2日目)

| 質 問 者 | | | 質 問 件 名 |
|-------|----------|---------|---|
| 順位 | 議席 番号 | 氏 名 | |
| 1 | 1 | 奥 園 由美子 | 1. みやま市における救急・救命施策について |
| 2 | 4 | 末 吉 達二郎 | 1. ふるさと納税について 2. みやま市障害福祉計画について |
| 3 | 5 | 古 賀 義 教 | 1. 国道443号線バイパス沿いの活性化について 2. 旧443号線の整備を生かした山川地区の活性化について |
| 4 | 14 | 中 島 一 博 | 1. 3校区小学校跡地等の利用計画について |
| 5 | 7 | 野 田 力 | 1. 農地集積を進め、農業・農村の活力強化を 2. 「菜の花」栽培を広め6次化産業を |

午前9時30分 開議

議長(牛嶋利三君)

おはようございます。これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(牛嶋利三君)

日程第1. 一般質問を行ってまいります。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。

なお、具体的事項が複数ある場合におきましても、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本日1番目の質問予定の中尾眞智子君につきましては、きのうに引き続き本日も欠席届及び一般質問通告撤回書が提出されております。したがって、これを許可し、5名の議員による一般質問を行ってまいります。

それでは、順番に発言を許します。まず、1番奥園由美子君、質問を行ってください。

1番（奥園由美子君）（登壇）

皆様おはようございます。議席番号1番、公明党、奥園由美子でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、みやま市における救急・救命施策について質問させていただきます。

西原市長の平成29年度施政方針で述べられていますが、7つの重点政策の第1、安全・安心な明るく住み良いまちづくりにおいて、年々増加する救急要請に対応するため、救急救命士及び救急隊員の知識、技術の習得を図り、市民の安全・安心を守る体制づくりを推進します。また、公共施設に配備しているAEDの更新事業を継続し、救急救命の環境整備に努めますとあります。

そこで、2点お尋ねいたします。

1点目に、小学校での「ジュニア救命士」講習実施についてお尋ねいたします。

心臓の停止時に、電気ショックを行い救命処置ができる自動体外式除細動器、いわゆるAEDの有効性について、京都大学健康科学センターの研究グループの報告によりますと、総務省消防庁の統計をもとに分析、推計したところ、9年間で835人がAEDを使用したおかげで助かり、その後、社会復帰したとわかりました。また、救命率は、AEDが使われなかった場合と比べ、約2倍にも上ったそうです。その一方で、心臓が原因で突然死する年間約7万人に対し、AEDが効果的に使えていない実態もあります。単なるAEDの普及から救命率の向上につながる救命体制の構築を進めることが重要です。

平成29年度一般会計予算で、AED備品購入費として4,300千円が計上され、市内の公共施設や各小・中学校にあるAEDの買いかえが行われる予定です。AEDの更新とあわせて講習も重要なポイントとなります。

一例として、ある小学校で駅伝の練習中に心停止した児童に対して、現場にいた9人の先生たちは心肺蘇生の講習を受けていたにもかかわらず、AEDを使用することができませんでした。心停止後は、死戦期呼吸といって、ゆっくりあえぐような呼吸をすることがあるそうで、それを見て息がふだんどおりかわからなかったと先生たちは証言されています。心停止の現場は物すごく混乱し、判断に迷うのは当然で、講習では使い方と同時に、そうした状況を想定して、迷ったら心肺蘇生をスタートするといった具体的な内容が必要となります。

現在、みやま市内全小・中学校の教職員を対象とした、AEDや心肺蘇生法などの講習は

行われていますが、生徒を対象とした講習は、平成29年度は全小・中学校で行われておりません。茨城県水戸市では、昨年6月から市内の全小学校6年生を対象に、救急現場で適切に救命活動できる児童を育てるために授業の一環としてジュニア救命士の養成講座が行われています。市消防本部の職員が講師となり、応急手当の目的や必要性について講義するほか、心臓マッサージやAEDを用いた実技などが行われております。講習後、児童には市オリジナルの認定証が手渡され、命の大切さや人命救助の重要性を学んでいます。

実際に水戸市内の小学校では、一昨年、体育の授業中に心肺停止で倒れた児童を、近くにいた教師がAEDを使用して命を救ったということがあったそうです。教職員だけでなく、生徒がみずから率先して救命活動ができるようになれば、大人がいないときでも救える命がふえ、また、小さいころから人命救助の練習を行って技術が体にしみつくことで、大人になってからも経験を生かすことができるのではないかと思います。

みやま市でも、ぜひジュニア救命士の養成講習を実施してはどうかと考えますが、市の見解をお聞かせください。

2点目に、福岡県救急医療電話相談、7119と小児救急電話相談、8000の活用啓発についてお尋ねいたします。

みやま市の救急要請件数は、平成25年度で1,627件、平成26年度1,726件、平成27年度は1,783件で、年々増加しています。福岡県内で実際に搬送された人のうち、約35%は軽症で、救急車が必要なかった事例も少なくないとのことです。軽症者の救急搬送が増加傾向にある中、救急車の出勤回数を抑えて、医療関係者の負担を軽減し、緊急性の高い人に救急医療を提供する目的で、福岡県では昨年6月30日より救急医療電話相談、7119が開始されました。都道府県レベルでは全国で4番目、九州では初となります。急な病気やけがなどで救急車を呼ぶかどうか迷った場合に、医療機関の受診や救急車の利用などについて、看護師が24時間365日無料でアドバイスしてくれます。

具体的には、7119に電話すると、自動音声ガイダンスが流れ、医療機関を探す場合は1を、救急電話相談を希望する場合は2を押します。電話相談を選ぶと、常駐する看護師が症状を聞き取り、緊急度を判定、救急車を呼ぶ、最寄りの医療機関を受診、自宅で静養など、適切な対処法を助言してくれます。看護師が判断に迷う場合は医師に相談できる体制もとられています。

今後、さらに高齢化により救急車の要請がふえると考えられ、救急要請に適切に対応して

いくためにも、7119の市民への周知と利用促進を図っていくべきではと考えます。昨年の福岡県だより7月号と広報みやまお知らせ版8月15日号に、救急医療電話相談の記事が掲載されましたが、市民に余り知られていないのが実情ではないでしょうか。

現在、広報みやまのお知らせカレンダーには、平日夜間小児救急当番医や休日当番医が掲載されており、また、市のホームページからは各医師会のホームページにジャンプして情報を検索できるようになっていますが、7119の市民への周知を図るために、広報みやまのお知らせカレンダーや市のホームページに救急医療電話相談、7119を常時掲載してはいかがでしょうか。

また、お子さんの病気、けがに関しては、小児救急電話相談、8000があります。夜間や休日における子供の急な病気やけがに対して、経験豊かな看護師や必要に応じて小児科医がアドバイスをしてくれます。7119とあわせて、8000も常時掲載してはと考えますが、今後の対応について、市の考えをお聞かせください。

以上、2点についてお尋ねいたします。

議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

教育長（長岡廣通君）（登壇）

おはようございます。奥園議員さんにおかれましては、人命及び救助の大切さに関する質問、ありがとうございます。

みやま市における救急・救命施策について、1点目の小学校での「ジュニア救命士」講習実施についてでございますが、こちらは私のほうから御回答いたします。

児童・生徒を対象とした心肺蘇生法などの講習会の実施は、学校において命の大切さや人命救助の重要性を学ばせる点で私も大切だと考えています。本市の全小・中学校では、安全教育全体計画に基づき、安全に関する必要な事項を理解させ、これを日常生活に生かし、常に安全な行動ができるように指導しております。

奥園議員さんがお尋ねされたAEDや心肺蘇生法などの実施状況ですが、平成27年度に中学校において2校が実施しております。そのうちの1校では、全校生徒対象に、学校行事として2時間、消防署より署員の方々を講師に迎え、AED、心肺蘇生法を学んでいます。また、ほかの1校は、保健体育科の授業で心肺蘇生法を学んでいます。

小学校においては、授業としては未実施ですが、社会教育として1校に少年消防クラブが

組織されており、年に1回程度、消防署と連携した活動を行っています。具体的には、集団行動体験、煙回避体験、救急法体験などを行っています。

今後の導入についてですが、中学校においては既の実施していた2校の結果と課題を踏まえて、ほかの2中学校へ広げていくことを検討していきたいと考えています。小学校においては、避難訓練や親子活動などを生かすなどして一部に取り入れることを検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（牛嶋利三君）

西原市長。

市長（西原 親君）（登壇）

おはようございます。続いて2点目の福岡県救急医療電話相談、小児救急電話相談の活用啓発についての御質問は、私のほうから回答させていただきます。

まず、みやま市における平成28年中の救急概要を説明いたします。

救急出動件数は1,849件、救急搬送人員は1,783人で、そのうち高齢者の搬送人員は1,201人、67.4%となっております。また、屋内外での転倒、頭痛や腹痛、不慮の事故等による搬送人員の41.1%が軽症者となっております。

次に、福岡県救急医療電話相談、小児救急電話相談、その事業について改めて御説明を申し上げます。

最初に、福岡県救急医療電話相談事業ですが、近年、救急搬送人員は年々増加しており、高齢化の進展とともに、救急医療の需要はさらに高まっていくものと予想される中、救急医療及び救急車の利用の適正化が課題となっております。

現在、医療機関情報の案内を行っている福岡県救急医療情報センターにおいて、急病やけがの際に救急車を呼んだほうがいいのか、病院にいつ受診したらいいのかという不安に答えるため、看護師が24時間体制で救急相談に対応する仕組みが平成28年6月30日から開始されています。症状に基づく緊急性の有無や受診の必要性について、救急車を要請するのか、自分で医療機関に行くのか、また直ちに医療機関を受診すべきか、通常の診療時間帯での受診でよいのか、相談者が適切に選択できるよう看護師がアドバイスをを行います。

次に、小児救急電話相談、正式には小児救急医療電話相談事業ですが、福岡県医師会によりますと、夜間における小児患者の受診が増加し、その多くは軽症な患者で、自宅での療養

や翌日昼間にかかりつけ医に診てもらうことで対応が可能なケースも多くあるということです。

福岡県では、休日夜間に小児の急な病気、けがなどに関する相談を、看護師または必要に応じて小児科医がアドバイスする小児救急医療電話相談を平成16年10月30日から開始されております。現在、北九州地域、福岡地域、筑後地域の各地域の4病院で対応しており、筑後地域は聖マリア病院で対応しております。

市民への活用啓発については、現在の取り組みとして、市広報紙への掲載のほか、消防本部ではポスターの掲示、さらには普通救命講習会や出前講座のときに周知するとともにリーフレットを配付いたしております。あわせて、救急車の適正利用についても継続的に啓発に努めてまいります。

今後、議員御指摘のとおり、市民へのさらなる周知を図るため、広報紙やホームページへの掲載、市内全世帯へのリーフレットの配布など、市民の皆様が目にする機会が多くなるよう取り組んでまいりたいと存じますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（牛嶋利三君）

1 番奥園由美子君。

1 番（奥園由美子君）

御答弁ありがとうございました。

それでは、具体的事項ごとにそれぞれ改めて質問させていただきます。

まず、1点目の小学校での「ジュニア救命士」講習実施についてでございますが、答弁の中でも、平成27年度、中学校においては2校実施されたということですが、まず、具体的にどの中学校で実施されたのか、また、残りの2校で実施されなかった理由等、教えていただいてよろしいでしょうか。

議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

教育長（長岡廣通君）

具体的には指導室長のほうからお尋ねの件について答えさせますので、お願いします。

議長（牛嶋利三君）

藤岡教育部指導室長。

教育部指導室長（藤岡育代君）

中学校において2校実施されたうちの1校は、学校行事として実施されているということですが、ここは山川中学校でございます。

それから、保健体育科の授業で心肺蘇生法を学んだというのは高田中学校でございます。

未実施というところが2校ございますが、教育指導計画というのが年間実施する内容、計画を立てますが、そこに年度当初から計画がされていなかったということでございます。

それで、あわせて今後の導入についても少しお話をさせていただきたいんですが、4校について、中学校3年間のうちに一回はこの救命法を体験するということを実施していこうということで、4校で教育課程内に位置づけるということを今、校長先生方を中心に検討していただき、来年度からそういう方向で教育指導計画にのせていくということを計画していただくようお願いをしているところです。

以上です。

議長（牛嶋利三君）

1 番奥園由美子君。

1 番（奥園由美子君）

どうもありがとうございました。

来年度からは教育指導計画で4校実施していく計画ということですので、中学校では心肺蘇生法、AEDの使用方法など、触れる機会があるということで、少し安心したところではございますが、質問でも言いましたが、小学校の段階での実施というのが、私もこの質問をするに当たって調べたところ、やっぱり全国の自治体の中でも授業の一環として講習を行っている自治体というのはほとんどないのが実情でございます。ここでも少年クラブ、みやま市には組織して、あるいは年に1回程度、消防署と連携した活動を行っているということですが、こういった形の活動だったり、あと、講習会におきましても定員を決めて募集して講習を行ったり、また講習を行ってくれという要望があった団体に対して講習を行うような形式がほとんどということで、授業で取り入れるというのが全国的にもまだ少ないというのは私も重々承知しているところではございますが、中学校だけでなく、やはり小さいうちから、特に今度4月、新入学生も入ってきますし、学期始めというのは、その学校になれるまでの間というのが非常に事故等が多い時期だということで、全国の統計で出ているということとちょっと記事を読みましたが、やはり小学生の小さいうち、五、六年生ですね、6年生

でも5年生でもよろしいんですが、やはり小学生のうちからこういった体験をしておくというのは非常に大事なことはないかと考えます。一応そのあたりについて教育長の見解をお聞かせいただけますでしょうか。

議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

教育長（長岡廣通君）

御質問ありがとうございます。

まず、議員さんがおっしゃるように、小さいころから命の大切さとか、人を助けることの重要性みたいなのを学習しておくということはとても大事なことでというふうに思っております。

一方で、子供たちの発達段階というのがございますから、じゃ、中学生は、私も答弁でも申しましたし、室長が言いましたように、これは校長先生方と合議しながら、何らかの形でみんなが体験するという、そういう人を助けるという、あるいは能力的にもできる段階にあるだろうと。小学生は、6年生もいろいろ発達、同じ学年でもありますけれども、災害とかいろんな対応について自助、共助、公助と一般的にも大人でも言いますですね。それはやっぱり子供たちに、まず一番、小学生に能力として、あるいは認識としてつけておかないといけないのは自助、自分の命を自分でちゃんと守れると、これは不審者等の対応も含めてですね。これが非常に大事なことはないかなというふうに思います。

そういうふうに考えると、じゃ、小学生の能力でほとんどの子供がどういうことを身につけておくことがまず大事かといいますと、仮にお友達と遊んでいるときとか、いろんな授業のときとかで子供たちがそういうふうになったら、助けを呼ぶといいますか、大人の人、あるいは学校では先生に知らせる、呼ぶと。ここが一番の大事なポイントになる。これは恐らく2年生、あるいはもしかすると1年生以上も何らかの形でできるようになるわけですね。不審者に対しても子供たちにはどういうふうに指導するかというと、声を出しなさい、助けを求めなさいというふうなことを言いますので、そこが共通項かなと、それがベースになると。

次、もう一つ、友達やほかの人の、直接自分が助けるということでどうするかというのは、ここは校長先生の意見を聞いてみたいというふうに私は思います。今までも避難訓練というのは全校で実施していますが、それはまず自分の身を守るということで、火事から、ある

いは地震から。昨年も熊本地震のときにすぐこの避難訓練を全校でやりましたけれども、そういうふうなことです。それとあわせてできるのかどうか。あるいは、親子活動というのいろいろな学校でやっていますから、今度は親御さんと一緒に、これはまた異議があるかもしれないので、そういうことはしっかり前向きに検討していかないといけないと思います。

以上です。

議長（牛嶋利三君）

1 番奥園由美子君。

1 番（奥園由美子君）

答弁ありがとうございました。

先ほどの答弁にもございましたけど、小学校の段階では、まずは助けを呼ぶというような、そういった年齢に応じた対応というのもしっかりとそのとおりかとは思いますが、ぜひ授業の一環として取り入れることは、すぐは難しい部分もあるとは思いますが、今、実際避難訓練の一部として実施されたり、あと、親子活動として実施されている部分もあるということですので、そういったところから、市内12校ございますけど、各校に広げていっていただいて、救急救命処置、やはり子供も助けを呼ぶといっても、ある程度聞いていないと、多分その現場に遭遇したらどうしたらいいかわからなくなるというのが、大人もそうですけど、大人もやはり一瞬、私もそうですけど、いざ目の前にしたらどうしたらいいのかわからなくなるというのが現実かと思っておりますので、やはり機会を捉えながら子供たちに教えていくということは非常に重要だと思います。

ですから、今現時点で行われている避難訓練の実施、親子活動を広げる形でも構いませんので、ぜひ小学校12校に活動のほうをまずは広げていっていただきたいと思っております。

以上 済みません。じゃ、教育長、一言よろしいでしょうか。

議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

教育長（長岡廣通君）

ありがとうございます。

こういう御質問があったこと、あるいは奥園議員さんのお考えは次の校長会できちっと伝えて、私の考えも言いまして、各学校でどこでどの程度のことを、人を助けるということについてできるのかということをお校長先生と合い議しながら、できる範囲で、いろいろなやり方

があると思いますから、そういうふうにして進めていくようにしたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（牛嶋利三君）

1 番奥園由美子君。

1 番（奥園由美子君）

ありがとうございます。ぜひ子供たちにも救急救命、命の大切さを学ぶ機会を積極的に進めていただきたいと要望いたしまして、では、次の2点目の具体的事項の質問に移らせていただきます。

こちらの救急電話相談、7119と小児救急電話相談、8000の活用の啓発ということで、今のところ周知としては、私も先ほど申しましたが、広報紙やホームページの掲載等、また全市内の世帯へのリーフレットの配布等、周知を徹底していくということでおっしゃっていただいております。一応この1つの目的としては、救急車の適正利用というのが一番の課題ではありますが、その適正利用ということにつきましては、単に救急車の出動回数を減らすということだけではなく、都内での一例でございますが、ある男性の91歳になるお父様が、体のむくみのほか、呼吸が苦しいとかいう症状を訴えられたとき、以前もそういう症状があったので、いつものかかりつけ医にまた診せればよいということで一瞬思われたそうなんです。万が一に備えて7119を利用したところ、電話口で対応した看護師の方から救急車を呼ぶよう指示され、病院に搬送された結果が心不全だったということで、すぐさま治療が施されて、その方は無事退院されたという事例があったそうです。

相談したことで命が助かったということで、市民の命を守るということでも、この2つの番号の活用については意味のあることではないかと考えます。やはり、私も先ほど申し上げましたが、なかなか番号について119番、救急車のほうは皆様しみついているというか、だから何か急病とか、とっさの場合は119番にかけの方がほとんどではないかと思っております。ですから、やはり7119の周知というのは非常に、先ほども言いましたが、今後高齢化によってふえるであろう救急要請に対応するためにも、適正利用化というのは必要な措置ではないかと思っております。

一応こういった広報紙やホームページに掲載していただくということですが、市民への活用方法として具体的にどういう、もっと詳しく具体的に教えていただければよろしいでしょうか。

議長（牛嶋利三君）

北嶋消防長。

消防長（北嶋俊治君）

私のほうから回答をさせていただきます。

今、議員さんのほうから御指摘がありました、具体的な活動内容、普及啓発に伴う活動でございますが、消防本部といたしましては、普通救命講習会、または救急講習会といたしました出前講座に赴きました際に、積極的に救急車を呼ぶべき症状やけがについて正しい知識をわかりやすく説明することをあわせて、こういった福岡県の救急医療電話相談、また小児救急医療の電話相談といった御案内をあわせて市民の皆様に広く周知いただきますように説明を重ねていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（牛嶋利三君）

1 番奥園由美子君。

1 番（奥園由美子君）

ありがとうございます。

常日ごろ消防署の皆様に救急活動を非常に頑張っていることは承知しておりますし、出前講座や救急救命の講習会を開いていただいて周知していただくということでおっしゃっていただいておりますので、実際、こういった講習会や出前講座、昨年度何回ぐらい実施されたか教えていただいてもよろしいでしょうか。

議長（牛嶋利三君）

北嶋消防長。

消防長（北嶋俊治君）

申しわけございません。ちょっとその資料が手元にございませんで、後ほどの御回答でもよろしいでしょうか。

議長（牛嶋利三君）

1 番奥園由美子君。

1 番（奥園由美子君）

では、回数につきましては後ほどということですが、やはり回数が少ないとそれだけ市民の目に触れる機会、耳にする機会も少ないかと思っておりますので、広報紙やホームページにつきまして、具体的にどうされるか、総務部長、教えていただいてもよろしいでしょうか。総務課

長でも。

議長（牛嶋利三君）

馬場総務部長。

総務部長（馬場洋輝君）

市民の皆様には周知する方法といたしまして、一応広報紙、ホームページ等ということで御回答いたしております。具体的に、シリーズ的な部分で掲載できればと考えておりますけれども、消防本部と協議をしながら具体的には出していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（牛嶋利三君）

1 番奥園由美子君。

1 番（奥園由美子君）

わかりました。一応シリーズ的ということですが、やはり常時目に触れていないと、とっさのときにはなかなかわからないと思ひますので、先ほど質問でも申し上げましたが、常時、広報紙やホームページに掲載していただく方向でぜひ検討していただければと思ひます。

もちろん、先ほども言ひましたけど、相談することで命が助かった例ということもあるので、また、相談することで市民の方の不安が和らぐという効果もあると思ひますので、ぜひ市民の方へ目に触れる機会が少しでも多くなるような掲載の仕方といいですか、をお願ひしたいと思ひますが、一言よろしいでしょうか。

議長（牛嶋利三君）

馬場総務部長。

総務部長（馬場洋輝君）

具体的に現段階でお答えはできないんですけれども、当然必要性は感じておりますので、また、議員さんともできれば打ち合わせをさせていただきながら適切な周知ができればいいと思ひますので、御理解をお願ひしたいと思ひます。

議長（牛嶋利三君）

1 番奥園由美子君。

1 番（奥園由美子君）

済みません、まだ現段階ではその具体的なということであるようですので、ぜひとも市民

の方の命を守る施策ということで、市民の方への積極的な活用の啓発をお願いしたいと思いをします。

一応要望ということでいたしまして、では、以上で私の質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（牛嶋利三君）

それでは続きまして、4番末吉達二郎君、一般質問を行ってください。

4番（末吉達二郎君）（登壇）

おはようございます。奥園議員みたいなさわやかな声は出せませんが、挨拶日本一の気持ちで、今、おはようございますと言いましたので、御理解よろしくお願ひします。

議員番号4番、末吉です。議長の許可がありましたので、一般質問を行います。

ふるさと納税についてです。

平成27年第3回定例会一般質問で、ふるさと納税について質問しました。主要な点は、10千円寄附者に対して、興味ある返礼を工夫すべきではないか、正月、お盆に帰省される元市民に対するふるさと納税のアピール等について質問しました。市長は、近隣の市より出おくれの感があるので、現行制度、特に10千円制度を改める趣旨の回答がありました。

そこで質問します。

平成27年度よりどのような改善を行ったのか、また、平成26年から平成28年までの寄附額の推移及び返礼品で人気のあるもの、また、今後の展開について教えてください。

議長（牛嶋利三君）

西原市長。

市長（西原 親君）（登壇）

末吉議員さんのふるさと納税についての御質問にお答えをいたします。

本市では、100千円以上の寄附をいただいた方に、「毎月届くみやまの逸品」として、道の駅みやまから新鮮な特産品を12カ月送ることを中心に、制度を組み立ててまいりました。

本年度から10千円の寄附制度を充実させるため、新たに「みやまの逸品セレクトコース」を設けました。道の駅みやまやJAみなみ筑後などと連携してつくりました40種類の返礼品から、寄附者が選択できるように制度を拡充いたしております。

また、申し込み方法については、従来の申込書による申請に加え、市のホームページや専用サイトから、インターネットを通じて寄附の申し込みができるように改善を行っておりま

す。

さらに、制度の見直しに伴い、新たにカタログを作成し、市内外の施設への設置や各種イベント等で配布するなど、PR活動にも力を入れてまいりました。この結果、平成28年度の寄附額につきましては、大幅に増加する見込みとなっております。

寄附金額の推移につきましては、平成26年度は、寄附件数114件で、寄附額10,770千円、平成27年度では、寄附件数252件、寄附額21,590千円の実績となっております。平成28年度は、制度の見直しを行ったことによりまして、寄附件数7,800件、寄附額は昨年度の約6倍となります118,000千円と、大幅な増加となる見込みであります。

また、本年度の寄附のうち、申し込みの件数が多かったものとしたしましては、「あまおういちご」が約6,000件、「ニコニコのり」が約700件、「毎月届くみやまの逸品」が約300件などとなっております。10千円コースに多くの寄附をいただいております。

今後は、現行の制度を基本として、道の駅みやまやJAみなみ筑後などと連携し、特産品の確保に努めるとともに、新たな魅力のある返礼品やサービスの追加に取り組んでまいり所存であります。あわせて、本市のふるさと納税のPRを強化するため、新たなカタログの作成やホームページのリニューアルなどを行い、寄附金をふやす取り組みを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

4 番（末吉達二郎君）

ありがとうございました。見事に平成28年に180,000千円（157ページで訂正）という寄附があったということは、省みれば、市長が確かに、これは近隣と比べて、10千円については件数が少ないという意見を率直に述べられて、それを指示されて、こういう結果になっておると思います。大変感謝しております。市民としても、議員としてもですね。

私も県外におる友達に、あるいは親戚なんかに買ってこれと、みやま市のいいところ、こういうのがあるから買ってこれという　買ってこれじゃない、寄附してくれと、実質的にこんないい部分があるよというようなことで宣伝しました。その中で、今、市長の答弁のとおり、まず言えるのが、ホームページが非常によくなったと、わかりやすいというようなことで、インターネットでも申し込みしやすいというようなことがありました。これは、ひ

とえに市長の指示があると言いながらも、職員たちの熱心な姿がこの金額に反映していると思っております。大変私も喜んでおります。

180,000千円（157ページで訂正）の寄附、この中で実際、市にどれだけの金額が純粋な金額として入るかということ、一応、私の試算で聞いて 市のほうにも聞いていますけど、69,000千円が市に純粋な寄附として入って、これが平成29年度予算にもいろいろ活用される、あるいは積み立て等になっていると思います。

1つお尋ねしますけど、みやま市内の企業で、これだけの額を納める企業 企業名は出せんと思えますけど、市民部長、ありますか。

議長（牛嶋利三君）

本荘市民部長兼市民課長。

市民部長兼市民課長（本荘安政君）

議員さんのお尋ね、法人市民税の納付額69,000千円ということでございますけれども、平成28年中の法人市民税の申告納付額を見たところでは、6,000千円を超える企業さんしかございませんでした。言われています69,000千円の法人税納付をしていただくような企業はございません。

以上です。

議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

4番（末吉達二郎君）

本当、大企業が来ても、国にこれだけの法人税を払って、その中からまた市民税というような形になるんですけど、別に無理して答える必要はないけど、市民部長、大企業が1社来たようなもんですかね。

議長（牛嶋利三君）

本荘市民部長兼市民課長。

市民部長兼市民課長（本荘安政君）

法人市民税の法人税割額ということから見ますと、申告納付額の69,000千円を納めていただくためには、標準法人税が710,000千円以上の企業が来たというふうなことになるかと思われま。

以上です。

議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

4 番（末吉達二郎君）

こういふことで成果があつていふことを、私自身、非常に感謝を申し上げるというのが一つなんですけど、総務大臣、あるいは新聞等でも1つ問題になつていふのは、返礼品が余りにも華美になりつつあると、国から指針が示されて、返礼品の率というのはある程度示されておるけど、競争が激しくなつておるんですね。

みやま市としては、淡々と一定の枠を守りながら、今後展開をまたしてもらつて、さらなる寄附金の増額というふうなことをしてもらいたいし、あと1点は、去年 去年じゃなくて、まだ現在、平成28年度ですけど、品物の数が予想外に、申込者が多かつたから足りなかつた点というふうな部分もありますので、これは市長のトップダウンで、JAとか、漁協とかにお話ししてもらつて、そこら辺の流通もお願いしたいと。

よければ坂田企画財政課長のほうに、この返礼品については余り華美にならないように、総務省からも、多分3月か4月、通達が来るといふ話を聞いておりますけど、そこら辺も留意しながら、さらなる努力をしていただきたいんですけど、坂田企画財政課長が実質されておりますが、総務部長、どちらでも結構です。よろしくお願ひします。

議長（牛嶋利三君）

馬場総務部長。

総務部長（馬場洋輝君）

末吉議員さんにつきましては、本市のふるさと納税の取り組みにつきまして御理解いただきまして、ありがとうございます。

当然のことながら、新年度予算の中には150,000千円ということで、さらなる増額をいただけるようなことで予算も計上させていただいております。現状に甘えることなく、引き続き積極的に本市のPR等行いながら、多くの方に協力いただけるよう取り組んでまいりたいと思つておるところでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

4 番（末吉達二郎君）

もっと頑張ってください。よろしくお願ひしておきます。市もよろしくお願ひします。

(「済みません、今、末吉議員のほうから180,000千円という数字が出ましたけど、総務省から150,000千円で増額となっておりますんですけど、どっちが正しいんですか」と呼ぶ者あり)

議長(牛嶋利三君)

坂田企画財政課長。

企画財政課長(坂田良二君)

118,000千円でございます。(「私が調べてるのがちょうど110,000千円で書いとつとの、その上に80,000千円と書いたもんですから、正確には118,000千円ですね」と呼ぶ者あり)

議長(牛嶋利三君)

よろしいですか、壇議員。(「はい」と呼ぶ者あり)

質問を続けてください。(「これで1問目を終わります」と呼ぶ者あり)

4番(末吉達二郎君)(登壇)

議長の許可がありましたので、2の質問を行います。

一昨日、市長の施政方針で障害者福祉についての説明がありました。印象に残っている言葉は、「この世に生まれた命に価値のないものはありません。全ての人がお互いの人格と個性を尊重しながら生活できる地域づくりに向けた取り組みを進めてまいります」と発言されました。私も全く同感です。この気持ちで、市長に質問します。

平成18年度に障害者自立支援法が施行され、障害種別 身体障害、知的障害、精神障害にかかわらず、必要なサービスを利用しやすくするため、市町村が責任を持って一元的にサービスを提供する仕組みにするとして、従来の障害者福祉サービスの内容を再編されました。

サービスの必要度を客観的に認定し、支援するとして、市の審査会が障害の程度を6段階に区分する障害支援区分制度が実施されています。市においても、当該法改正を受け、平成19年、20年度を第1期計画期間、その後、3年ごとに計画期間を設定し、平成29年度が第4期の最終年度となっています。期間ごとに、みやま市障害福祉計画が策定されています。

第4期の障害福祉計画の基本的な目標として、「障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに生きる社会(共生社会)の実現を目指して、障がい者の生活の場及び社会参加の機会の確保等により、地域で安心して生活するために必要な福祉サー

ビスなどの基盤整備を進めることを目標」とされています。

また、基本目標の実現のための視点として、1、障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援、2、市が主体となった障がい種別によらない一元的なサービスの提供体制の確立、3、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備を基本的な視点として、みやま市障害福祉計画が策定されています。

そこで、事項 について市長に質問します。

策定計画が4期目となり、約10年経過します。計画策定による成果及び今後の課題について答弁をお願いします。

次に、事項 についてですが、身体障害者手帳の交付は、人口減の関係もあり、平成27年度現在、年々減少していますが、それに対して療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付は年々増加していると思います。平成20年度対平成27年度での交付数対比、増加の原因及びこれらの方に対する福祉サービスの内容、課題等について、市長に答弁を求めます。

以上、よろしくをお願いします。

議長（牛嶋利三君）

西原市長。

市長（西原 親君）（登壇）

続きまして、みやま市障害福祉計画についての質問にお答えをいたします。

まず、1点目についてでございますが、障害福祉の計画は大きく2つあり、1つ目は、障害者基本法に基づいて、障害者のための施策に基本的な事項を定める中長期の計画であるみやま市障害者基本計画であり、現在策定しているのは、平成20年度から平成29年度としております。

2つ目は、障害者総合支援法に基づくもので、みやま市障害者基本計画の中で生活支援にかかわる事項の中で、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置づけでありますみやま市障害福祉計画でございます。

障害者総合支援法では、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに生きる共生社会の実現が基本理念としてうたわれており、その実現のためには、障害者の生活の場と社会参加の機会を確保し、地域で安心して暮らせる基盤の整備が重要となってくると考えているところでございます。

現在進行しておりますみやま市障害福祉計画は第4期であり、平成27年度から平成29年度

を計画の期間としており、計画策定に当たりましては、障害をお持ちの方にアンケートを実施した結果、将来利用したいサービスとして、居宅介護サービスに代表される、地域で生活を続けながらの支援を希望される方が多く、実際のニーズも法の理念と一致するものであったと考えております。

法の理念及びアンケートにおけるニーズ調査を踏まえ、第4期計画では平成29年度までの達成目標として、4点を設定いたしました。

1点目として、施設入所されている方の地域生活への移行であります。2点目としては、入院中の精神障害者の地域生活への移行、3点目として、地域生活支援拠点の整備、4点目として、福祉施設から一般就労への移行でございます。

施設入所者は、平成27年度から平成29年度までの3年間で4%減を見込んでおりましたが、既に目標を達成しております。

また、福祉施設から一般就労への移行でございますが、障害福祉サービスの一つに、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う就労移行支援サービスがございます。その利用者数を、3年間で80%増の45人と見込んでおります。こちらは現在、目標には達成しておりませんが、同じ就労系のサービスで就労継続支援サービスというものがあります。そちらのほうは平成27年度当初から30%増の136人の利用となっており、順調な伸びを示しております。

以上の進捗状況であり、一定の成果が見込まれておると考えております。

一方で、まだ地域生活支援拠点が整備できていない点が課題として挙げられます。地域生活支援拠点は、現段階では全国的にも必ずしも整備が進んでおらず、障害福祉サービス提供を企画するコーディネーターの配置、相談支援事業、短期入所事業及びグループホーム等多くの障害福祉サービスを結集させねばならない点に、その一因があるのではないかと考えております。

地域生活支援拠点では、大牟田市、柳川市及びみやま市を単位とする有明圏域での整備も視野に入れているため、具体的な協議を始める準備に今後取りかかっていきたいと考えております。

次に、2点目についてでございますが、平成20年度と平成27年度の市内の手帳交付件数を比較した場合、身体障害者手帳交付件数は147人減少しております。全国的にはほぼ横ばいでございますので、人口動向の影響かと考えております。

次に、療育手帳の交付件数でございますが、2割ほどふえており、平成27年度末で250人の方が取得されております。徐々に社会的に認知されてきた背景があり、増加したのと思われる。

また、精神障害者保健福祉手帳交付は4割の増加となっており、平成27年度末まで207人の方が取得されております。理由としては、福祉サービスの利用を考える方の増加があると考えております。

あわせて、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の分野には、発達障害に代表されるような障害と認識されて歴史の浅いものがございます。これらも両手帳の交付件数の増加の一因ではないかと考えております。

次に、サービスの内容でございますが、療育手帳をお持ちの方で最も利用が多い福祉サービスは、通所して介護を受ける生活介護サービス、次に施設入所支援、就労継続支援と続きます。また、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で最も利用が多いサービスは就労継続支援、次に、就労継続支援等を利用しながら共同生活を行うグループホームと続きます。

続いて、課題でございます。先ほど申し上げましたとおり、障害と認識されて歴史の浅い発達障害は、他人との関係づくりが苦手、特定のものへのこだわりなどが特徴の自閉症やコミュニケーションが苦手なアスペルガー症候群等があり、その診断には高い専門性が必要で、場合によっては判断が難しいケースがありますが、早期発見と迅速な対応が非常に有効だと言われます。

本市では、学校教育係、健康係、子ども子育て係及び社会福祉係の4係が連携しまして発達支援連絡会を組織し、市内幼稚園の教諭や保育所の保育士等との意見交換や専門家からの研修等を実施し、早期発見につながるよう取り組んでおります。発達障害と診断される方は、今後も増加していく可能性がございます。関係機関とさらに連携を深め、慎重な対応をしていきたいと考えております。

障害をお持ちの方が無理をされず、可能な範囲で生産活動を行うことは、身体的訓練になり、社会参加の実感等を通して大きな自信にもつながります。第4期みやま市障害福祉計画策定のアンケートでも、今後の活動として働きたいと答えられた方は24%でございます。

障害者の生活の場と社会参加の機会を確保し、地域で安心して暮らせる基盤の整備には、スムーズな地域生活への移行と就労に向けた支援は重要であり、また、障害者総合支援法の理念そのものであることを踏まえ、今後も共生社会の実現のため、支援を行ってまいりたい

と思っております。

議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

4 番（末吉達二郎君）

御答弁ありがとうございました。現在進行中の第4期みやま市障害福祉計画は、障害者総合支援法の理念である共生社会実現のための施策ということだろうと思います。これを明確にするため、アンケート等をとられて、4点目標を掲げた。1点目が施設入居者及び地域生活への移行、そして、4点目の福祉施設から一般就労への移行と、これについては一定の成果があったと、今、市長のほうから答弁がありましたが、これはまだ十分ではない部分もあるかと思しますので、さらなる努力が必要だと思いますけど、加藤保健福祉部長、これについてのさらなる努力ということをお願いしたいんですけど。

議長（牛嶋利三君）

加藤保健福祉部長。

保健福祉部長（加藤康志君）

さらなる努力をということで、現在の第4期のみやま市障害福祉計画でございますけれども、3年目ということになっております。地域で安心して暮らしていくために必要な障害福祉サービスの利用を増加させることで、共生社会の実現ということを目指して策定しているところでございます。計画期限があと1年ございますので、さらなる計画推進に努めていきたいというふうに考えております。

また、平成29年度におきましては、第4期計画の進行とあわせて、平成30年度から平成32年度の計画期間としては第5期のみやま市障害福祉計画の策定に取り組んでいく必要がございますので、現在までの経過等を踏まえて、さらなる共生社会の実現を目指した計画策定に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

4 番（末吉達二郎君）

ありがとうございました。一番はさらなる努力と、今度、平成30年から平成32年とおっしゃいましたですかね。第5期、これに今までの分を生かして、さらに取り組んでいくとい

う力強い言葉がありました。頑張ってください。

課題としての3点目、アンケートをとった3点目なんですけど、生活支援拠点の整備はいまだ不十分であると答弁されたわけなんですけど、この生活支援拠点というのは重要な施設だと思います。もう一回、生活支援重要拠点について、どのような機能を持って、どのようなことをするのか、その重要性ですね、そこら辺について、ちょっとわかりやすく、部長じゃなくても結構です。わかる方が説明してください。お願いします。

議長（牛嶋利三君）

坂口福祉事務所長。

福祉事務所長（坂口浩二君）

私のほうから議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

全国的に見ましても、必ずしも整備が進んでおるとは言えない状態でございます。具体的な情報が少ないわけでございます。

国から示されております施設の概要といたしましては、障害をお持ちの方が安心して地域生活を送れるように、いろんな支援を切れ目なく提供できるよう、機能を集約した拠点となっております。

具体的に申し上げますと、24時間の相談受け付けやいろいろな福祉サービスを組み合わせで企画するコーディネーターの配置、居住支援としてグループホームやショートステイ施設の設置などがございます。

また、万が一に障害を持ってある方が虐待等の被害に遭われた場合の避難場所として、24時間体制で受け入れ可能なシェルターの設置などを備える必要があるということになっておるところでございます。

以上でございます。

議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

4 番（末吉達二郎君）

ありがとうございました。本当、話を聞いていると、今からの社会を見据えた中では、非常に大事な施設のような感じがします。

施設というか、これもちょっと私、イメージできないんですけど、主体となる者が誰で、施設が要るのか、あるいは既存のものにネットワークをかけるのか、ここら辺はどうなるん

ですかね。

議長（牛嶋利三君）

坂口福祉事務所長。

福祉事務所長（坂口浩二君）

今、国のほうからも、情報は少ないわけですがけれども、示されておる分については、さっき 後者のほうでございまして、既存の施設をネットワークでつないだところでの対応が可能だと考えておるところでございます。

議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

4 番（末吉達二郎君）

主体についての話がなかったみたいだ。

議長（牛嶋利三君）

坂口福祉事務所長。

福祉事務所長（坂口浩二君）

失礼しました。主体については、事業所が主体で運営するイメージでございます。

議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

4 番（末吉達二郎君）

事業所ということになると、今まで社会福祉法人とか、そういうものというイメージで捉えてよろしいんですか。

議長（牛嶋利三君）

坂口福祉事務所長。

福祉事務所長（坂口浩二君）

そういうふうなイメージだということで承っておるところでございます。

議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

4 番（末吉達二郎君）

別におかしいとか、そういう意味じゃないんですけど、目標と掲げたものが、国がまだ明確ではないからというのは、ちょっと論理の矛盾があるような気がするんですけど、なかなか

か国も示し切らなかったということで理解をします。

目標として挙げたからには、みやま市版でもみやま市版でなぜ言ったかという、答弁書の中でも有明圏で整備も視野に入れているためというようなことが書いてありますので、これも目標と挙げて、第5期の平成30年から平成32年の課題になるのかもしれませんが、これは熱意は十分あると思うんですけど、さらにそれを実現に向けて頑張ってもらいたいと思います。

これは、有明生活圏ということになると、財政のほうで有明生活圏 財政か、企画かな。有明生活圏何とかという会議がありますよね。そういうものとのリンクもあるんですか。これはどちらの答弁でもいいですけど。

議長（牛嶋利三君）

加藤保健福祉部長。

保健福祉部長（加藤康志君）

こちらのほうで有明圏域と書いておりますのは、大牟田市、あるいは柳川市、それからみやま市ということで考えております。そういう中で、施設についてはそれぞれの施設が、事業所なりが連携して、そして一つをつくり上げるという方法も可能であるというふうなことも聞いておりますし、あとはそれぞれ大牟田市、柳川市の考え方もあるかと思えます。

そういうことも含めて、市同士でも協議しながら、そういう手を挙げていただける事業所等がないかとか、そういうこともあわせて進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

4 番（末吉達二郎君）

となると、有明生活圏が これは坂田企画財政課長に聞きます。その中には、こういう問題は入っていないというふうに理解してよろしいでしょうか。あるならば積極的に各地で話し合いをすとか、そういうものを促進してもらいたいという趣旨で聞いております。

議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

企画財政課長（坂田良二君）

熊本県の1市2町も含めまして、福岡県の有明圏域の3市も含めまして、有明圏域定住自

立圏というのを構成いたしております、それが協定を結んだ項目で、今、具体的な事業を進めております。

現時点でその内容について協定はございませんので、よろしく申し上げます。

議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

4 番（末吉達二郎君）

よくわかりました。そしたら、担当部局のほうで、これはちょっと聞こうかどうか迷いましたが、今までそれに向けての会議等を主催等はされたんですか。それとも、まだ国の指針がうまく来ていないんで、していないという構想の段階でしょうか。どちらでしょうか。

議長（牛嶋利三君）

坂口福祉事務所長。

福祉事務所長（坂口浩二君）

この取り扱いについては、確かに全国的におくれているところで、みやま市についても、今から準備関係に入っていくところでございます。ただ、近々、近隣の市と担当者レベルでの協議を開始したいということで考えておるところでございます。

議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

4 番（末吉達二郎君）

ということは、まだ1回も事務方との話し合い等はないというふうに理解してよろしいですかね。

議長（牛嶋利三君）

坂口福祉事務所長。

福祉事務所長（坂口浩二君）

それこそ、2月に入りまして、お隣の市の担当者のほうと打ち合わせを1回はさせていただいたところがございますけれども、まだ今からということで、こちらのほうは考えておるところでございます。

議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

4 番（末吉達二郎君）

課題意識を持って、この重要な これは本当、重要な施設だろうと思うんで 施設じゃない、ネットワーク、そういう障害のある方たちにとって駆け込み寺的な機能を持ってされる、いわばネットワークを通じた拠点になると思いますので、平成29年、まだ残り1年残っておりますし、次の期に向けて、5期、平成30年、32年には何らかの姿が見えるように頑張っていたきたいと思います。

もう頑張るという気持ちは大分伝わりましたので、これはここでやめておきます。

それと、答弁のあった、目標を掲げた2点目の、入院中の精神障害の地域生活移行についての進捗状況の答弁がなかったように思うんですけど、これについてはタイトル事項 で、知的障害、発達障害、精神障害に対する総合支援についてで、それを含めて質問させていただきます。

それでは、タイトル事項 ですね。答弁にもあったんですけど、療育手帳の交付は、平成20年、平成27年で2割、件数でいえば、精神障害者保健福祉手帳の交付は4割増加している。その歴史は浅いが、発達障害が認識されたことが要因だとの答弁がありました。

発達障害の特徴については、今、市長のほうから答弁があったわけなんですから、この障害は療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳ですね、これはどちらの範疇、増員がこれだということでは言われたんですけど、発達障害はどちらの手帳のほうに分類、あるいはまたがるのか、そこら辺の説明をどなたでも結構です。わかる方お願いします。

議長（牛嶋利三君）

坂口福祉事務所長。

福祉事務所長（坂口浩二君）

これは大変難しい分類になりますけれども、一般的には療育手帳は、おおむね18歳までに知的能力が一定程度未達の医師の診断が出された場合で、発達障害の症状が出てある方という場合には療育手帳の交付を受けることができるとされております。

一方、先ほどの基準に基づいて、知的能力におくれない場合で発達障害の状況が出ている場合には、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられるということでございます。

以上でございます。

議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

4番（末吉達二郎君）

となると、発達障害はどちらかのほうの基準で、この手帳というのはどちらでも、当該者の内容によって分かれてくるというふうに理解してよろしいですかね。

議長（牛嶋利三君）

坂口福祉事務所長。

福祉事務所長（坂口浩二君）

以上のような理解でよろしいかと思えます。

議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

4番（末吉達二郎君）

これは確認をとっていきよると、非常に微妙な言葉にも注意しないと、自然に日常使っている中でも差別的な言葉が出てくるんですよね、私も。だから、非常に注意しながら、人権を認めるという観点で、大変済みませんが、こういう確認の中で答弁を求めていますから。

それでは、文部科学省の2012年の調査において、全国の公立学校の通常学級に発達障害のある可能性のある子供の率というのが出ておると思いますが、藤岡教育部指導室長、わかっておれば御回答ください。

議長（牛嶋利三君）

藤岡教育部指導室長。

教育部指導室長（藤岡育代君）

通常学級に何らかの支援が要るお子さんの率ですけれども、6%強いらっしゃるというふうに国の調査ではなっております。例えば、クラスに40人の児童・生徒がいたら、そこにお二人程度は何らかの配慮を要するお子さんがいらっしゃるということになります。みやま市は、約2,700人の児童・生徒がおります。その中に160名近く 6%といえはですね の支援の要るお子さんがいらっしゃるということになります。

学校規模によって存在する数は違いますが、5ないし20人の範囲の中で配慮の要るお子さんがいるということを鑑み、みやま市においては、市独自で特別支援の講師の先生を雇っていただいて、そのお子さんの支援に当たってもらっているところです。現在、その実施状況を私たちも見聞きし、必要なところに必要な支援が行くように人員の配置を考えているところでございます。

以上です。

議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

4 番（末吉達二郎君）

ありがとうございました。的確な答弁をしていただいて、要は、市長の答弁の中でもありましたように、だんだんさらにふえてくる傾向があると。これも私の素人知識で、なかなかその原因たるものがわかっていないというようなことで、昔からあったんじゃないかと、そこら辺も定説があるんじゃないというふうに私は聞いております。間違っておったら、また訂正を藤岡教育部指導室長からしてもらいたい。

そういう中で、現場の先生方もその子の目線で、またいろんなことをされておると思います。藤岡教育部指導室長あたりからも現場の先生に頑張ってくださいということでお伝えください。

議長（牛嶋利三君）

答弁は要らんですか。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

藤岡教育部指導室長。

教育部指導室長（藤岡育代君）

教職員の研修については、特別支援教育に係る研修というのは体系化されておりますので、県や国の研修、それから、市独自の研修等を重ねていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

4 番（末吉達二郎君）

ありがとうございました。発達障害については、全国的、国の施策というのが大きな柱になるべきなんですけど、福岡県においても今日の問題であることから、平成29年度の予算で発達障害児・者の支援強化の予算が組まれております。拠点的なものをまたつくと、2つの施設をですね。そういうような予算が組まれております。

また、1月にはみやま市のつどいの広場の行事として、「発達の気になる子供のよき理解者になるために」という講習会が行われ、早期対応を主張されていたそうです。

みやま市においては、先ほど答弁があったとおり、健康係、子ども子育て係、福祉係、教

育委員会の教育係の4係が連携して、早期発見につながるよう取り組んでおられるとの答弁がありましたが、過去に中尾議員が一般質問してありますが、現在、どのような方法で早期発見を実施してあるのか、具体的に教えてください。どなたでも結構ですよ。

議長（牛嶋利三君）

四牟田健康づくり課長。

健康づくり課長（四牟田正雄君）

私のほうから、平成28年度の健康づくり課における発達障害の早期発見に関する事業の実施状況について御説明いたします。

事業としましては、乳幼児健診における1歳6カ月児健診、それから、3歳児健診、発達相談の3つがございます。

まず、1歳6カ月児健診は、毎月第3木曜日の午後から、あたご苑で実施しております。専門職の臨床心理士2人及び専門職の言語聴覚士1人を配置しています。

続いて、3歳児健診でございますが、これは毎月第4木曜日、午後、あたご苑で実施しております。臨床心理士2人及び言語聴覚士2人を配置しています。

この2つの事業では、全ての健診対象者に専門職が1対1で、専門検査用紙等を使い、言葉が出ているか、質問への受け答えができているか、積み木を使った課題を実施できるか、それから、色や大小などの理解ができるかなどを観察します。また、保護者に行動面での気になることはないかなどの聞き取りを行いまして、発達の問診を行ったところでございます。

続いて、発達相談でございますが、この2つの1歳6カ月児健診及び3歳児健診において、言語行動の発達面で経過観察が必要な幼児等を対象に、毎月第4木曜日、午前中にあたご苑で実施しております。臨床心理士2人及び言語聴覚士2人を配置しまして、専門機関への紹介や経過観察を行っております。

最後になりますけれども、この事業ごとの受診者数及び利用者数につきまして御説明いたします。

平成28年度は 平成29年2月末現在でございますけれども、1歳6カ月児健診は224人、3歳児健診は199人が受診されまして、発達相談は75人が利用されております。このうち、専門の療育機関へ11人を紹介しております。

参考までに、平成27年度でございますが、1歳6カ月児健診は213人、3歳児健診は264人が受診され、また、発達相談は58人が利用され、このうち専門の療育機関へ17人を紹介して

おります。

以上でございます。

議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

4番（末吉達二郎君）

以前、中尾議員が質問したときからすれば　このときは、要旨を言いますと、予算的に難しい面があるが検討しますと、例えば、療育士の配置の問題とかですね。これはいつから配置、3歳児健診ですかね、そのときですけど。

議長（牛嶋利三君）

四牟田健康づくり課長。

健康づくり課長（四牟田正雄君）

先ほどの御質問でございますが、若干、平成26年度からの傾向を申し上げてよろしゅうございますかね。（「手短に」と呼ぶ者あり）手短にいきます。

平成26年までは、先ほど御説明しました3つの事業とも、臨床心理士1名だけでございました。その後、平成27年から平成28年にかけて、先ほど申し上げた臨床心理士2人、言語聴覚士2人と、もしくは1名と、そういった経過でございます。

以上でございます。

議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

4番（末吉達二郎君）

非常にいいことで、こういう今日的な問題について必要な予算をつけるという市の姿勢の中で、こういう形になっておるということについては、市を初め執行部のほうに感謝申し上げます。

何が大事かという、やっぱり早期発見すると、その子に対する対応をきめ細やかにすることによって、これが重症という言葉がどうかかわからないけど、よりよい生活、クオリティーを高めた生活が社会の中でできるというようなことで、その基礎になる部分と思うんで、四牟田健康づくり課長もことし最後でありますけど、一つ、次の者に贈る言葉として、よりこれをこういうふうに充実させたほうがいいというようなことも含めて、よろしく願います。

議長（牛嶋利三君）

四牟田健康づくり課長。

健康づくり課長（四牟田正雄君）

ありがとうございます。末吉議員の言葉をきちんと次の健康づくり課長にバトンタッチいたしまして、みやま市のそういった発達障害の早期発見につながるように対処したいと思しますので、よろしくをお願いします。

議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

4 番（末吉達二郎君）

大変ありがとうございました。

次に、答弁で落ちていたと落ちていないかもしれませんが、知的障害者、精神障害者の地域生活への移行、当該者の就労支援、就労支援を受けた者の工賃等についてお尋ねします。

これは大変難しい問題であると思いますが、みやま市の現状について、簡単に結構ですから説明をお願いします。

議長（牛嶋利三君）

坂口福祉事務所長。

福祉事務所長（坂口浩二君）

それでは、私のほうから御質問にお答えいたします。

就労の継続支援などの福祉サービスを利用される場合には、そこでの労働の対価として、工賃が御本人様にお支払いされております。平成25年に障害者優先調達推進法という法律が施行されまして、国や自治体はそういった障害者施設から物品やサービスを、優先的な購入を推進するということになっております。

みやま市でもこの法律に基づきまして、市役所の各課に発注できるサービスがないか照会しまして、工賃アップに少しでも寄与できるよう、年度ごとの計画を立てておるところでございます。

実績といたしましては、公園の管理関係とか、クリーニングとか、そういった実績がございます。

今後も、この取り組みの推進に努めていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

4 番（末吉達二郎君）

工賃というのは、事業主体がお支払いするから、行政的に救おうというのはなかなか難しいけど、後でまた言うんですけど、障害者を持つ親として、そこら辺が、子供が行っているという部分で考える部分もあるみたいですよ。またそれは後でお話ししますけど。

非常に難しい、だけど、光を当てないかん障害者施策と、市長は、冒頭に私、言いましたように、これは大事な問題であるということを出してあるから、後はこれを進めていく、施策を進めていくことが肝要かと思っております。

こういう話を一般質問するよと言うたら、ある方からお手紙をいただいたんですよ。全文読みませんが、私に対する気持ちというのが入っていますけど、本人もこれは読んでもらって結構ですよということで、誰かと聞かれた場合は、誰だと言ってもらって結構ですからということで、それを前提に、行政のほうには、執行部のほうには話をしておりますので、これを踏まえてのきょうの答弁もあったわけでございます。

ちょっと読ませていただきます。

障害者の親としての要望。

子供が幼少のころ、休日の昼間は、嫁は買い物へ行き、私と多動性障害だった子供と留守番をしていた私は、つい眠ってしまい、はっと起きたら子供がいないので、慌てて外に探しに行くと、近所の方々があっちへ行きよったぞ、近所の方の家に上がって新聞を見よると教えてくれ、何の事故もなく、近所の方々に見守られながら大きくなることができて、感謝しています。

地元の保育園に通わせたくても、受け入れるところがないため、大牟田のりんどう学園へ通わせるしかありませんでした。地元の保育園では、体験保育で週に1回体験させてくれたので、本当にありがたかった。地元大好きな私にとっては。

ただし、いざ小学校が始まり、小学校が間近になりましたが、地元は これは、その当時の言葉で書いてあります 特殊学級はありません。通わせるには、今の柳川市の豊原小学校しかありませんでした。それはおかしい、納得できない。私は、役場職員だった消防団の先輩に相談して、教育委員会へお願いしに何度となく行きました。その結果、

二川小学校で特殊学級をつくっていただき、本当ありがたかった。今まで何でなかったのか、不思議でした。親の2人が仕事をしていたため、送り迎えは私の母にお世話になっていました。母には本当に感謝でした。

小学校を卒業して、中学校へなるときも、高田中学校には特殊学級はなかったので、中学校から高校まで筑後養護学校へお世話になりました。筑後養護学校の通学バスは、当時、高田町役場が送り迎え場所だったので、母 祖母ですね に6年間行ってもらいました。

ただし、母にも用事があるとき、短時間授業の早帰りのときが同じ日には、放課後の預かりを筑後の事業所に頼るしかなかった。今は、みやま市もやまさんなどの事業所があると聞いています。小学校入学から高校卒業まで、母には12年間本当にお世話になり、亡くなった今でも本当に感謝しています。夫婦ともども。

卒業して、高田町の園に就職して、毎日元気に通っています。園へは毎日、約50人の障害者が近隣の市町村から通っています。

皆さん、あなた方は日ごろの生活の中で障害者を見ますか。みやま市の障害施設は当該園だけではありません。みやま市だけでも障害者はたくさんいます。見かけないということは、この方は親の考え方があるかも、仕方ないところであるとは思いますがという注釈をされています。それだけみやま市は、障害者にとって閉ざされたまちなのです。みやま市は、障害者のまちになってもらいたいと思います。

それに障害者、健常者という言葉があること自体、不思議に感じるし、大嫌いです。みやま市をよくするため、道路整備をしたり、水路整備をしたりすることも大事だと思います。自分自身、地元の要望を出したこともあります。ただし、障害者も人じゃないですか。みやま市が、障害者を持つ家庭が幸せと思える市にしてほしいと願います。

園に通っている皆は、毎日一生懸命頑張って仕事をしています。障害者家族が昼間見てもらっているからと思えば仕方ないことかもしれないけど、少しでもいいので工賃がふえたらと願います。皆さんから比べたら何もできないかもしれないけれども、親にとっては、兄弟姉妹にとっても、家族にとっても大事な一人なのです。その障害者のみんなも幸せな暮らしができるみやま市になってもらいたい。

最後に、私は障害児の親として、皆さんに言いたい。私の子供は我が家の太陽です。というようなことで、私にお手紙をいただきました。

この方も、事実関係、そこら辺いろいろあると思います。行政のほうも、いや、これはやっているというところもあるので、それは置いておいて、障害者の方に寄り添うときは、障害者の気持ちも十分聞きながら、そういうところの福祉サービスというものについてもやっていかないと、私、議員としてもそういうことを考えました。

最後に、市長が施政方針で、この課題について 今、手紙も含めて、課題について挙げられて理解をされております。あとは関係部局が市長の施策を実施するため いい言葉です。「しあわせつくる 晴れのまち みやま」、障害者に対しても、さんさんと輝く太陽が行くような、そういうみやま市、これを実現するのは、まさに関係部局、市長の施策を具現化することだと思います。

これは環境経済部長のほうに宿題を出したから、市長のほうはもう施政方針で出してあるので、保健福祉部長のほうで最後お願いします。

議長（牛嶋利三君）

加藤保健福祉部長。

保健福祉部長（加藤康志君）

先ほどの要望でございますけれども、障害のある子供を持つ保護者、あるいは親の強い願いということで感じた次第でございます。

障害のあるなしにかかわらず、親にとっても、私たちにとっても、子供は太陽であり、また宝であるというふうに感じた次第です。

今後も、障害がある方、ない方、お互いに認め合い、支え合う共生社会の実現に向けて進めていきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（牛嶋利三君）

西原市長。

市長（西原 親君）

私もこの1年間、障害者でございます。だから、障害者に優しい社会をつくり上げにやいかんとしみじみ思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

4 番（末吉達二郎君）

もうこれで終わりますと言うたら、市長が突然の答弁をしていただいたんで、市長の気持

ち、いわゆるなってみないとわからないというところだろうと思います。そういうことで市長も御理解いただいたんで、私、晴れのまちと、全体、市民が晴れるということで、市長、頑張ってください。

以上、終わります。

議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時03分 休憩

午前11時21分 再開

議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開していきます。

一般質問を行います。

続きまして、5番古賀義教君、一般質問を行ってください。

5番（古賀義教君）（登壇）

こんにちは。5番古賀義教です。議長の許可を得ましたので、早速国道443号線バイパス沿いの活性化について質問させていただきます。

前回の一般質問の中で、道の駅の東側と西側の空き地について活用をお願いしましたが、再度国道443号線バイパス沿いの活性化についてお尋ねします。

国道443号線バイパスは、九州高速道路と有明沿岸道路を結び柳川、佐賀、熊本に至る大変重要な道路になります。最近は交通量も多く、沿線には道の駅や消防署があり、いすゞ自動車九州工場も建設され、大江地区はみやま市で最も発展が望まれる地区の一つです。しかし、道の駅周辺には農地から宅地造成がなされて数年が経過するも、空き地のまま放置されていますが、いかがなものかと思えます。

みやま市にはほかにも農業振興地域から除外する許可を受けているにもかかわらず、申請どおり履行されていない案件についてどう対処されているのか、お伺いします。

また、道の駅周辺について、いつまでもこのような状況ではこの地域の発展を大きく阻害し、ひいてはみやまの発展にも多大な悪い影響を与えるものと考えます。ほかにも地目変更がなされていない農地があると思いますが、道の駅周辺は何をするにしても魅力ある場所であるがゆえに、市民の厳しい視線があり、その市民感情をどうするのか、行政は行政のリーダーシップを発揮し、公平を期すためにも、土地所有者に対し強く指導すべきであり、早急

な対応と解決を要望します。

以上です。

議長（牛嶋利三君）

西原市長。

市長（西原 親君）（登壇）

古賀議員さんの国道443号線バイパス沿いの活性化についての御質問にお答えいたします。私も大変気になっておったところでございます。

議員御承知のとおり、国道443号線バイパス沿線は、県営土地改良事業等により区画整備された優良な土地が広がっております。これらの農地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、本市の農業の振興を図るために守る必要のある農業振興地域内の農地、いわゆる農振農用地として、市の農業振興地域整備計画で指定しているところでございます。したがって、これらの農地を農業以外に使用する場合には、いわゆる農振除外の手続を行った上で、農地法に基づく転用許可を受ける必要があります。

議員御指摘のとおり、443号線バイパス沿線には、既に農振除外され転用許可なされたものの事業が完了していない案件が1件ございます。この転用事業者からは、この間、数度にわたり事業計画の変更の申し出があり、市では昨年6月に現在の計画に変更決定し、転用の変更届をとるよう通知しているところです。

市としましても、転用事業者と直接お会いするなどしながら、この土地は転用事業が完了するまで農地法の適用を受けることなどを説明し、事業を速やかに進めるよう指導しているところでございますので、ぜひとも御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（牛嶋利三君）

5番古賀義教君。

5番（古賀義教君）

昨年6月の変更決定と書いてはありますが、もう多分五、六年はあのままの状態であると思います。そういう簡単にいかない土地であるということは、道の駅の周辺の農地はどういう規制のある土地なのか、お尋ねいたします。

議長（牛嶋利三君）

富重環境経済部長。

環境経済部長（富重巧斉君）

ただいまの御質問にお答えします。

先ほどの市長の答弁にもありましたように、農地でございますので、まず農振法がかかっているということでございます。昨年の6月に御質問の土地につきましては、転用の変更の計画が出されております。先ほど答弁しましたように、数度にわたってこの件については変更がなされておりました、いわゆる除外はずっともう数年前からおいております。その間、転用の申請が数度にわたって変更をされておりますので、その期間が長くなっているということでございます。

一番最後に出されましたのが、昨年の6月に変更を決定されておりますけれども、その変更に対しての実施がまだ事業者としてなされていないということです。

あの部分の土地につきましては、既にもう計画どおりされればすぐに利用はできる形になっているんですけれども、事業者側がその事業計画に沿った内容ではできないということで現在とまっているというところなんです。この間、この転用等に対する指導の権限につきましては県のほうにございますので、市と農業委員会、それと県と協力しながら申請事業者に対してはいろんな指導をしております、確認したところ、県のほうでは督促等を年に2回行ったりとか、そういったことは実際やっていたというふうでございます。

また、その指導内容については、県のほうから市のほうにも連絡は来ているということで、情報の共有は図っているところでございます。

以上です。

議長（牛嶋利三君）

5 番古賀義教君。

5 番（古賀義教君）

農地に関する事業でないといえないということはわかりますが、県の事業ですかね、それとも国の事業でしょうかね。

議長（牛嶋利三君）

木村農林水産課長。

農林水産課長（木村勝幸君）

先ほどの質問で、どういうふうな土地になるのかというふうなところがあったと思うんですが、その中にちょっと絡む話なんです、443号線バイパス一円の水田については、国の

事業であります国営のかんがい排水事業の受益地ということになっておりまして、除外することも、まだ事業が進んでおるところでございますので、除外することも基本的にはできないということでございますが、ただし、地域の農業の振興を図るためにどうしても必要な施設ということであれば、市のほうでの、市がつくる計画に位置づけられる施設に限っては、国、県の同意のもと除外転用することができるというふうなことになっております。しかしながら、その事業に基づいて転用された後も5年間は地域の農業に本当にちゃんと振興に役立っているのか、効用を発揮しているのかを検証するというこの手続が必要になってまいります。

以上です。

議長（牛嶋利三君）

5 番古賀義教君。

5 番（古賀義教君）

じゃ、国のかん排事業がまだ進行中ということは、みやま市でなくても、どこかほかの市町において進行しておると、だから簡単には除外転用ができなかったけれども、一応除外は済んだということですね。

じゃ、その土地については、もちろん、それでは商業や工業施設としては利用できますか。

議長（牛嶋利三君）

木村農林水産課長。

農林水産課長（木村勝幸君）

先ほど述べましたとおり、あくまでも地域農業の振興に資する必要な施設でないといふことができないというふうな規制になっておりますので、例えば国のほうでは農家レストランとか、そういったものを例に挙げて示してはございます。個別案件ごとにそれは判断することになります。

以上です。

議長（牛嶋利三君）

5 番古賀義教君。

5 番（古賀義教君）

では、道路を挟んだ反対側のいすゞ自動車工場建設地も国のかん排事業にかかっておりま

すか。

議長（牛嶋利三君）

木村農林水産課長。

農林水産課長（木村勝幸君）

向かい側のいすゞの整備工場の土地についても、同じようにかんがい事業の受益地でございました。その部分については個別の案件となりますので、細かいことは申し上げられませんが、転用する段階において事業所のほうから地域の農業の振興を図るための事業計画内容はしっかりと計画をされておりまして、それについて国も県も同意いただいたということで転用ができた、除外転用ができたということでございます。

以上です。

議長（牛嶋利三君）

5 番古賀義教君。

5 番（古賀義教君）

わかりました。では、そこら辺の土地については、土地収容法は適用はできるんでしょうかね。

議長（牛嶋利三君）

木村農林水産課長。

農林水産課長（木村勝幸君）

農振農用地であっても、あるいは国営かん排事業の受益地ということであっても、市町村等が行います土地収容法に基づく事業であれば、除外転用の許可は不要ということになります。例えば消防署でございますが、あそこは収容事業に該当しますので、収容法で除外手続の、転用の手続せずにつくることができたということでございます。

以上です。

議長（牛嶋利三君）

5 番古賀義教君。

5 番（古賀義教君）

わかりました。今後、443号線のバイパス沿いの活性化が遅滞なく進展するよう行政の適切な指導をお願いいたします。

1 問目終わります。

じゃ、2問目よろしいですか。

議長（牛嶋利三君）

はい。

5番（古賀義教君）（登壇）

では、2問目に入らせていただきます。

旧443号線の整備を生かした山川地区の活性化について質問させていただきます。

1年前の3月議会で質問しました山川地区旧443号線の道路改良計画について、地域住民の声を生かし、山川地区のまちづくりに寄与するものにしていただきたいと要望していましたが、現在、地元の役員や公募による地域住民、学生などを交えたワークショップを開催していただいております。ありがとうございます。

既に1月25日と2月22日の2回開催されており、私もワークショップを傍聴させていただきましたが、活発な意見が交わされていきました。今後どのような形でまちづくりにつながる道路計画になっていくのか期待をしているところです。ぜひこのワークショップを通して次世代のみやま市を担うニューリーダーが出てくることを願うとともに、市民に活用される安心・安全な道路となるよう引き続き行政のサポートをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（牛嶋利三君）

西原市長。

市長（西原 親君）（登壇）

続きまして、旧443号線の整備を生かした山川地区の活性化についての御質問にお答えをいたします。

議員御承知のとおり、平成28年3月に国道443号線山川バイパス、約4,300メートルが完成し、旧道につきましては、県より一定の整備をした後、市道として施設移管されます。旧道は、これまで地域経済を支えてきた産業道路から、地域の生活基盤を支えていく主要な生活道路へ変わってまいります。バイパスの開通により交通量が減少し、沿線には空き家や空き地が点在しており、人口減少が進んでおります。このままでは中心市街地の空洞化が進むとして、地域住民は将来への不安を抱えておられます。

このようなことから、議員御指摘のように山川町の中心市街地について、まちづくりを推進する道路空間の形成など今後の地域活性化に寄与する道路整備ができないか、福岡県南筑

後県土整備事務所と協議したところです。その結果、地元の意見を聞こうということで、県、市の共催による道路整備を活用したまちづくりのためのワークショップを計画したところです。

区長さんを初め、関係機関からの推薦者や学生を含めた多方面の方々をお願いをし、1月よりワークショップを開催しております。講師による山川町の現状とまちづくりについての講演を受け、「山川の魅力について考えよう」をテーマに話し合われたところです。毎月1回実施し、さまざまな立場の人がアイデアや意見を出し合い、道路整備と魅力あるまちづくりについて話し合うこととなります。

このワークショップで取りまとめられたものがどのようなものになるのか期待しているところであり、県、市、地元がそれぞれの役割のもと、実現可能なものから対応していくことで、道路整備を地域の活性化とまちづくりにつなげることができればと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

道路が、バイパスができたから、あそこがただ車が減っただけで、私は非常にいいことだと思います。あそこは生活道路として大いににぎわいのある道路にやっぱりすべきだと思いますので、ワークショップを非常に期待いたしておりますので、素晴らしい町ができることをひとつ議員さんもぜひ御協力のほどをお願いします。

議長（牛嶋利三君）

5番古賀義教君。

5番（古賀義教君）

今、市長も大切な会議と申されました。次の会議の日程と、大切な会議、重要な会議だと思います。傍聴者の方がもう少しふえていただければなと思いますが、そこら辺どうでしょうか。

議長（牛嶋利三君）

内野建設課長。

建設課長（内野逸雄君）

今回の会議は3月21日の予定であります。答弁にありましたように、合計で6回、6月までワークショップは計画されております。

場所につきましては、山川の市民センター、時間は7時からとなっております。（発言する者あり）

第6回目に公聴会という形で意見発表を計画しておりますので、途中の議論については、それぞれワークショップの皆さんの忌憚ない意見を反映して会議をしていきますので、最終的な取りまとめが第6回目に計画されていますので、できますならその部分を聞いていただければありがたいかなと思っています。

以上でございます。

議長（牛嶋利三君）

西原市長。

市長（西原 親君）

私もぜひ1回そのワークショップの会議に参加をしてみたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（牛嶋利三君）

5番古賀義教君。

5番（古賀義教君）

じゃ、第6回よろしく願いいたします。

山川地区の旧443号線沿いには、今言われたとおり、空き地、空き家が数多くあります。安心・安全な道づくりが山川の定住化促進につながり、同時に入り込み客数もふえ、住んでみたくなるまちづくりが展開できるようよろしくをお願いします。

また、まちづくりは人づくりでもあります。今回は、住みやすいまちづくりのための道路改良計画という観点で議論がなされていますが、この議論の中から山川の魅力が大いに飛躍し、ニューリーダーとなる人材が生まれ、地域のための道路がより輝くことを願って終わりますが、坂田企画財政課長、バイパス完了後の山川地区の定住化促進を特によろしく願いいたします。

それから、松尾商工観光課長、条例には載っておりませんが、人づくりと団体の育成についてもよろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長（牛嶋利三君）

ちょっと中島先生にお尋ねいたしますが、大体予定としては、先ほど質問が終わりました古賀議員で午前中終わりたいと思いましたが、かなり時間の融通性が出てきたと思っております。ですから、中島先生の通告された質問が長引けば途中で、大体12時15分で（「答

弁次第ではすぐ終わります」と呼ぶ者あり)

そしたら、続行いたします。

続きまして、14番中島一博君、一般質問を続けてください。

14番(中島一博君)(登壇)

皆さんこんにちは。議長のお許しをいただきましたので、さきに通告をいたしました件につきまして質問させていただきます。

今回、東部・南部・竹海3校区小学校跡地等の利用計画についてどのように対応されているのか、お伺いをいたします。

平成27年4月、企画財政課は、3校区行政区長会長に校区学校跡地検討委員会の委員の推薦を依頼いたしました。それに基づき市長は、3校区5名ずつ、計15名を跡地検討委員として任命し、委嘱いたしております。

平成27年5月29日、第1回校区学校跡地検討委員会が開催され、学校施設跡地利用を検討するに当たっての市の基本方針が示されました。学校施設跡地の有効利用を図ることで市や地域の振興に寄与することが期待されるから、本方針をもとに地域住民の意向を十分踏まえた上で検討を進めるとし、基本的な考えとして、市の重要施策を踏まえた活用。地域のニーズを十分に配慮した活用。中長期的な視点に立った活用。活用にあたっての留意事項として、校舎を解体して新しい施設設備を行うことは前提とせず、既存校舎に必用最低限の改修を施した活用とする。災害時の避難所としての機能低下を招かないようにする。校区公民館の機能の維持や既利用団体との調整に留意する。跡地の利用の進め方として、まず、3校区学校跡地検討委員会を設置し、地域のニーズを把握する。次に、地域の意見に配慮しつつ、みやま市公共施設跡地活用検討委員会において、市民ニーズや行政ニーズに応じた総合的な判断により地域住民の理解のもと、個々の施設ごとに活用を決定するという基本方針が示されました。

校区学校跡地検討委員会は、平成27年5月29日から10月8日まで4回にわたり開催され、また、この合間に各学校跡地検討委員会は基本方針に基づき特に留意事項の条件を明記した上で地域住民へのアンケートを実施し、その集約を軸にして4回から6回それぞれ分科会を行い、3校区小学校跡地の検討をいたしました。そして、検討委員会と分科会を重ねて企画財政課とも調整しながら、みやま市学校跡地活用に関する意見書を平成27年10月末に市に提出されました。この意見書をもとに、みやま市公共施設跡地活用検討委員会は3小学校跡地

の活用計画を決定することになっていると思いますが、そこで3点お伺いをいたします。

タイトル1として、東部・南部・竹海校区小学校の跡地利用計画は意見書提出後どのように対応しているのか、お伺いをいたします。

タイトル2として、桜舞館小学校が開校して約1年たちますが、現在、空き校舎等の維持管理はどう対応しているのか、お伺いをいたします。

タイトル3として、関連事項として4校統合後、平成28年度卒業生より竹海校区は山川中学校に通学いたしますが、通学路である尾野泰仙寺線の道路拡張工事の進捗状況をお伺いいたします。

以上3点、よろしくお伺いをいたします。

議長（牛嶋利三君）

西原市長。

市長（西原 親君）（登壇）

中島議員さんの3校区小学校跡地の利用計画についての御質問にお答えします。

具体的事項の1点目、3点目は私のほうから回答いたします。

まず、1点目の東部・南部・竹海3校区の小学校跡の利用計画はについてでございますが、本市では、みやま市立小中学校再編計画に基づき、望ましい学校教育環境を確保するため、学校の再編を行っております。昨年4月には、山川東部、山川南部、飯江、竹海の4つの小学校が桜舞館小学校として新たに誕生いたしました。一方で、使用されなくなった山川東部小、山川南部小、竹海小の3校につきましては、学校施設の活用を検討する必要があります。そこで、平成27年4月に、学校施設跡地を活用する際の基本的な考え方を取りまとめた、みやま市学校施設跡地活用基本方針を策定しました。

基本方針では、学校施設跡地が市民共有の貴重な財産であることから、本市の施策としての整合性に留意するとともに、地域の意向や財政状況も踏まえた活用とするとしております。

また、地域のニーズを把握するため、校区学校跡地検討委員会を設置するとしており、平成27年5月に、各校区の行政区長会長、公民館長など15名の委員で構成する、みやま市校区学校跡地検討委員会を設置しました。そして、検討委員会で論議をいただき取りまとめた結果を、みやま市学校跡地活用に関する意見書として、平成27年10月に御提出いただきました。委員の皆様には、意見書の取りまとめに御尽力いただいたところでございます。

市といたしましては、意見書の提出を受け、庁内で設置しております公共施設跡地利用検

討委員会において検討を行っております。現在までに、市の施策として跡地活用を進めている保育園の設置やバイオマスセンターの活用の協議もふえて、7回の会議を重ねてまいりました。しかしながら、管理運営や財政上の課題もあって、意見書を受けた具体的な活用計画の決定には至っておりません。この間、意見書の取りまとめに御協力いただきました3校区の委員の方には、平成28年3月と8月の2回、学校跡地についての検討の状況を書面にて御報告していますが、校舎などは地域活動にお使いいただけるように開放しているところがございます。

先ほども申し上げましたとおり、学校施設跡地は、市民共有の貴重な財産であり、その利活用は大変重要な課題であると考えております。引き続き跡地活用基本方針に基づき、施設の構造的な課題や利用の見通し、また、市の財政状況など総合的な観点から検討を行い、平成29年度を目途に、市としての活用計画を取りまとめたいと考えております。

次に、3点目の4校統合後の通学路である尾野泰仙寺線の進捗状況についてでございますが、これまでの経過について御説明いたします。

尾野泰仙寺線の道路改良につきましては、平成25年度より概略設計と地元説明会を実施いたしました。

事業概要としましては、延長1,700メートル、幅員7.5メートルで、概算事業費約3億円で計画いたしております。第1期工区としてJA出荷場からオレンジ道路までの延長960メートル、第2期校区としてオレンジ道路から国道443号バイパスまでの延長740メートルとしております。

平成26年度は、第1期工区の延長960メートルの詳細設計を実施し、地元協議を行ったところです。

平成27年度は、補償調査と一部用地買収を行いました。用地境界については国土調査が行われず、境界確定について多くの時間を要しました。

本年度につきましては、引き続き用地買収と物件補償を行うとともに、工事を約250メートル発注し、現在施工中であります。

計画としましては、平成30年度までに第1期工区のオレンジ道路までの工事を完成させたいと考えております。今後は、工事完了に向け事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

また、第2期工区の山川地区につきましてもできるだけ早く着手できるよう進めたいと考

えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

なお、答申が出てきますけど、あそこの竹海小学校にホテルをつくれとか、レストランをつくれとかいうような、非常に突出した提案が出てきますけど、これは私は余りにもいいことはない、いきなり否定することはできませんけど、誰がそんなら責任を持ってホテルの経営が成り立つか、レストランが成り立つか、これはあくまでもつくって、もし成り立たなかったら私の責任、市の責任になりますので、慎重に考えなければ私はいけないと思いますので、これについてはどんなに委員会から言われても、私はこれは十分検討して、なかなか判を押すことはできないと思いますので、その分伝えておいてください。

議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

教育長（長岡廣道君）（登壇）

続きまして、2点目の3校空き教室等の維持管理の状況はの御質問について私のほうから答弁させていただきます。

4校統合に伴い竹海小学校、山川東部小学校、山川南部小学校の3校は廃校となり、学校としての機能は停止しております。山川南部小学校の跡地は、議員さん御承知のとおり、バイオマスセンターの建設地となっており、現在工事が進んでいます。また、ここ1年間の維持管理につきましては、昨年夏の参議院議員選挙前に投票所周辺の草刈りを行ってまいりました。空き教室の一部は、廃校となった山川南部小学校の備品及び教育委員会市史編さん係の所管の書籍や、市内一円から埋蔵文化財発掘調査によって発掘された土器等の仮置き場として利用しております。

竹海小学校及び山川東部小学校につきましては、校舎の敷地の見回りを毎週1回行っており、昨年はシルバー人材センターによる校舎内の清掃も行ってまいりました。また、グラウンドの草刈りを数回行い、整備もを行っているところです。体育館につきましては、社会教育施設として条例変更を行い、社会教育課所管として管理をしております。

その他、電気保安保守や浄化槽・消防設備の点検等も行っており、公共施設等跡地検討委員会において跡地活用の方針が決定するまでは現状の適正な維持に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

14番（中島一博君）

2014年の1月の広報みやまにちょっといいことが載っておりましたので、ちょっと読み上げます。「学校再編に伴い閉校した学校の跡地や施設の活用は、大変な重要な課題です。学校施設は、市民共通の重要な財産であるとともに、地域にとっても子ども時代の思い出の場所として、地域コミュニティの活動拠点として、あるいは災害時避難場所として、私たちの生活とは切り離せない大切な役割を担ってきました。したがって、市の総合計画に掲げるまちづくりの方向性とともに地域のニーズを十分に反映した活用方針を検討していく必要があります。そこで、市では、学校跡地・施設の活用について総合的に調査検討をするため、「学校跡地検討委員会」を設置し、学校跡地活用の基本方針づくりの作業をスタートしました。基本方針策定後は、地域住民の意向を踏まえ具体的な活用案の検討を行っていきます」、これは平成26年の1月の広報みやまに、多分これは教育委員会が書いてあるか、ちょっとこの辺からお伺いいたします。

議長（牛嶋利三君）

大津教育部長。

教育部長（大津一義君）

跡地活用については、教育委員会で住民説明会をしながら、その跡地の活用については市長部局のほうでということ、いつも毎回御説明を申し上げておりましたので、その記事が私のほうで勝手につくったものではございませんので、どうぞよろしく願います。（「ちょっと私、これ持っていますけど、もうコピーして、こういう、いいですか、議長」と呼ぶ者あり）

議長（牛嶋利三君）

はい。14番中島一博君。

14番（中島一博君）

こういう答弁書は平成27年の4月に基本方針も策定できたという答弁でしたけど、平成26年の1月に、ここに出ているんですよ。ここはもう学校、学校統合ちょっとおくれたということ載っているんですよ。この下にいいことを書いてあるから、ちょっとこうして抜粋して、大きく見えるように大きく、これは市の教育委員会がしていなかったら誰がしているんですか。いい記事が載っていたからコピーしていたんです。それをちょっと答えてください。

ここは、学校再編がちょっとおくれたと載っているでしょうが、この下にいいことが載せてある、これは教育委員会じゃなかったら、どこで載せていますか。

議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

企画財政課長（坂田良二君）

議員の御指摘の2014年1月の広報でございますけれども、その記事は、統合時期を見直しましたという記事でございます。その下に跡地活用の検討もスタートするという記事ございまして、この内容につきましては、当時の学校再編推進係ですね、教育委員会の学校再編推進室で書かれたものでございますので、（発言する者あり）よろしくお願いたします。

議長（牛嶋利三君）

大津教育部長。

教育部長（大津一義君）

内容について先ほど申し上げましたので、内容です。その趣旨ですね、その文言の趣旨について申し上げたところでありますので、それは教育委員会が勝手にそういった方針を出したのではないということで申し上げております。（「いいです。わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

14番（中島一博君）

これを踏まえて、ちょっとお伺いをいたします。

答弁書には、学校跡地活用検討委員会が7回開催したと答弁ありますが、議事録はあるのでしょうか。ちょっとお伺いたします。

議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

企画財政課長（坂田良二君）

申しわけございません。内部の会議でございまして、特段議事録は作成いたしておりませんので、御了解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

14番（中島一博君）

そうしたら、平成28年3月と8月に2回、学校跡地検討委員の方に報告されておられますが、私が聞くところによると、平成27年10月に意見書を提出され、最初3月、委員長、副委員長さんが見えて初めてどうなっているかということで報告されたと、それからまた5カ月の平成28年3月、企画財政課から全然連絡もなくて、委員長、副委員長さんが訪ねて行って報告されたということをお聞きしているんですけど、その間7回も会議を重ねて、こういう委員会の中から跡地検討委員会の方に、その委員会の中から直接お話しされてあることはないんですか。

議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

企画財政課長（坂田良二君）

意見書をいただきまして、年が明けまして平成28年1月から7回、学校跡地のことにつきまして内部の公共施設等活用検討委員会で検討を行っております。

意見書の内容、市長のお話もございましたけれども、宿泊施設とか、レストランとか、交流センターとか、いろいろ御要望がございまして、なかなか市としての調整ができずにおりまして今に至っております。

御指摘のとおり、直接地元の方々と意見交換をしなかったのかというお話でございますけれども、そういう状況でございまして、委員長、副委員長来庁の際に御説明申し上げて、ほかの15名の委員の皆様方には経過を文書をもって御説明いたしたところでございます。

なお、現在の状況でございますけれども、校舎等あいておりますので、地元でお使いいただきたい部屋がございましたら、ぜひ言ってくださいということで今現在進めさせていただいておりますので、いましばらく協議の時間をいただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（牛嶋利三君）

西原市長。

市長（西原 親君）

ただいまの答弁でも申し上げましたように、宿泊施設とか、それからレストランというのは自分たちで経営されるならいいですよ。だけど、自分たちでは、これは経営が非常に難しいから市がやれというようなことではないかと思いますが、私はそれは非常に難しい諮問

だと思えます。

それで、私はむしろ、あそこでは皆さんが気軽に利用できる会議室とか、お茶を飲む等とか、あるいは避難する場所とか、そういったことは十分考えますけど、ホテルをつくれとか、レストランをつくれというのは、そういう無茶なことを言われても、じゃ、やっぱり何でもかんでも市が請け合うわけにはいかん。自分たちで経営されるのは、それはどうぞやってくださいよと言いますけど、そこら辺はもう少し検討委員会の人たち本気で言っているのか話し合いたいと思えますよ。私、政治生命をかけてこれはきちとしないといけないと思えます。政治というのは、いつも言っていますけど、愛と正義なんです。これは正義に反しますよ、こういうことをすりゃ。

議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

14番（中島一博君）

平成23年3月と8月の企画財政課のほうからの回答は全くほとんど一緒なんです。それで、私が質問したのは、この意見書も企画財政課のほうからいただいたんですよ。そして、東部、南部、東部が18項目、それと竹海が10項目、それと南部が4項目か5項目やったと思う、これはあくまでも意見書でしょうが。そちらの検討委員会7回しても、相手と接触して話を、これはあくまで一方的な意見書ですよ、私も見ましたけど。これは無理なんです。だから何で、そしけん私もこの区長会長さんとお会いして、これは難しいですよ、そしけん、そうですよ、向こうの方もそう言ってあるんですよ。そしけん、何で相手の方と話し合いを持たないのかなと私は不思議です。もう市長が言われた、これは私も見てびっくりしました。だけど、これは相手と話し合う前から市長みたいにこれできません、相手はこれ100%しよってもできないですよとあってあるんですよ。そいけん、何で話し合う場を持たなかった。そして、相手が委員長、副委員長さんが3月も8月も5カ月ごとに見えて、全く回答が、何で話し合う場を持たないのか、今でも私は不思議。最初市長が答弁されたように、それは市長の一方的な考えで、こっちの方は待ってあるんですよ、話し合う場を。よかったら、その話し合う場を設けてもらったら助かります。

議長（牛嶋利三君）

西原市長。

市長（西原 親君）

やっぱり中島議員さんも非常に常識的な議員さんだと感心をいたしました。ぜひ早急に話し合いを持って、お互いの合意点を見出したいと思います。

議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

14番（中島一博君）

ちょっと私、企画財政課、もうきのうから答弁を見ていて、ともかく忙しいと思います。空き家対策もせにやでけん、総合市民センターもせにやいかん。

それで、去年4月から市民相談室が開設されているじゃない。私もいろいろ相談しておりますけど、公共施設の跡地の活用検討室みたいなのを設置したらどうですか。

〔発 言 取 り 消 し〕

ぜひ私はそ

れを提案したいと思います。市長どうですか。

議長（牛嶋利三君）

西原市長。

市長（西原 親君）

承知しました。

議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

14番（中島一博君）

それでは、もう市長が承知したと本会議で言うておられますので、ぜひ公共施設の検討の対策室を設置していただいて、もう専門的に詳しいからやっていただきたいと思います。相手の方も話し合いを待っているのです、ぜひお願いしたいと思います。

それで、1点目はこれで終わります。いい答弁をいただきましたので。

2点目の維持管理につきまして、年間東部、南部、竹海、どれぐらいの維持管理費がかかってあるのか、各校別をお願いいたします。

議長（牛嶋利三君）

加藤学校教育課長。

学校教育課長（加藤武美君）

議員さんの質問にお答えします。

各3校の平成28年度の維持管理に要した経費を大まかな部分をお知らせしたいと思います。

まず、竹海小学校ですけど、委託料として樹木の伐採、それから電気設備、機械設備、浄化槽、それから消防設備、こういった機械類の委託料として1,200千円程度、それから水道料260千円、電気料として1,180千円程度、総額2,600千円程度が主なものの管理委託料です。東部小学校につきましては、项目的には同じような内容になります。総額2,200千円程度。南部小学校につきましては2,100千円程度ということで、こちらについては水道料及び電気料が主なものでございます。

以上でございます。

議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

14番（中島一博君）

南部小学校につきましては、今年度から環境衛生課の循環型社会推進室で管理すると聞いておりますが、それ間違いないでしょうか。

議長（牛嶋利三君）

松尾環境衛生課長。

環境衛生課長（松尾和久君）

環境衛生課のほうで南部小学校のほうは管理を始めております。

議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

14番（中島一博君）

この答弁書を見ると、草刈りとかはやってある。各東部、南部、南部はあっちの環境衛生課のほうで管理してあるんですが、東部と竹海校区、教室は幾教室があるんでしょうか、お伺いいたします。

議長（牛嶋利三君）

加藤学校教育課長。

学校教育課長（加藤武美君）

私のほうから、教室数をお答えしたいと思います。

各学校、普通教室、それから特別教室とあります。竹海小学校については、普通教室が7、特別教室が6、これは図書室とか理科室とか、そういった特別教室ですね、が6、それから、

ミーティングルームが1教室ありまして、計の14。東部小学校につきましては、普通教室が9、特別教室が8、合計の17教室。南部小学校については普通教室が7、特別教室が8、計の15教室でございます。

以上でございます。

議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

14番（中島一博君）

今ほとんど15教室程度ございますが、ここ、教室は清掃とかしていないんですか、草刈り以外の教室は。

議長（牛嶋利三君）

加藤学校教育課長。

学校教育課長（加藤武美君）

これについては、甲斐田補佐のほうから答えを差し上げます。

議長（牛嶋利三君）

甲斐田学校教育課長補佐兼施設係長。

学校教育課長補佐兼施設係長（甲斐田裕士君）

今の御質問につきましては、昨年度ですね、昨年度というか、昨年夏場だったと思いますけれども、一度シルバー人材センターのほうに委託をお願いいたしまして、廊下等を含めて掃除を行ってきておるところであります。

以上です。

議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

14番（中島一博君）

まだ各校区、検討委員会は開催していないとお聞きしておりますが、校区によっては、掃除とか草刈りは地元でもいいような話もお聞きしておりますので、その辺は交流の場というか、憩いの場になるからいいですよというお話も聞いているわけなんですよ。そういうのもぜひ、さっきの跡地利用も含めて、この維持管理の面も校区によっては理解ある校区民の方がおられるから、その辺も十分話し合って進めていただきたいと思いますと思いますが、どうですか。

議長（牛嶋利三君）

大津教育部長。

教育部長（大津一義君）

ぜひ率直な意見交換をさせていただいて、随分経費も今のままでかかるばかりですので、そういった視点でやらせていただきたいと思います。

議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

14番（中島一博君）

大津部長、御答弁ありがとうございました。〔発言取り消し〕

それでは、最後の質問でございますが、通学路の進捗状況でございますが、今年度土木費も21億円予算を確保していただいて、道路工事、道路維持費、約250,000千円ほど計上してあると思いますが、道路工事、道路改良工事の維持費含めて優先順位を教えてください。

議長（牛嶋利三君）

松尾建設都市部長。

建設都市部長（松尾正春君）

毎回、区長さんのほうから要望書をたくさんいただいております。その中で、要望書の中身を見て、現地を調査するんでありますけれども、まず、大きく分けて3つあります。1つは、事業効果が大きくて、広範囲に事業効果があらわれるということが1つであります。もう一つが、危険箇所の改善が図られるということで、危険箇所の改善。もう一つは、地元からの協力が、用地買収等協力が得られるということで大きく分けて3つを優先順位として考えております。

以上です。

議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

14番（中島一博君）

今年度の工事資料をちょっと見ておりましたが、尾野泰仙寺線の通学路につきましては、3,000千円予算を組んであります。それと、新設道路で700メートルで載ってあったんですよ。新設で700メートル道路が。これ、通学路とどっちが優先順位は上になるのかな、その辺をちょっとお伺いいたします。

議長（牛嶋利三君）

松尾建設都市部長。

建設都市部長（松尾正春君）

もちろん、今、通学路が危険ということであれば、通学道路のほうが優先的にできるんじゃないかなと思っております。ただ、新設の道路が事業効果が大きくて広範囲に及ぶということであれば、そちらも出てきますけれども、2つを比べてどちらかと言われるとなかなか難しい面もありますけれども、まず危険箇所の回避というのは大事なことだと思っております。

議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

14番（中島一博君）

答弁書にございますが、尾野泰仙寺線は1.7キロですね。今年度300メートル工事になっておりますが、計算したら約6年かかるわけです。地権者と財政面もあると思いますが、今の桜舞館小学校の1年生の竹海校区の方が、1年生が卒業するころやっとでき上がる方向で考えとっていいんでしょうか。300メートルずつ行ってですね。

議長（牛嶋利三君）

内野建設課長。

建設課長（内野逸雄君）

総延長としては1.7キロという形で、現在250メートル工事をしています。来年度予算が通りましたら工事をまた引き続きするわけですが、この中にはまだ用地と補償、それも含まれていますので、市長答弁ありましたように、1期工区、オレンジ道路までの工事につきましては、平成30年を完成めどという形で計画をして、引き続き2期工区、山川地区になりますけれども、高田地区の整備がめどが立ち次第、事業着手をしていくという計画であります。

以上でございます。

議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

14番（中島一博君）

もう一度最後にお伺いいたしますけど、跡地利用につきましては、3校区ですけど、十分検討委員会の方と話し合いを持たれて、できるだけ早く住民の方も待っておられるようでご

ございますので、活用のほどよろしく願いいたします。あと維持管理も含めてですね。

それと、道路のほうはともかく相手があることだし、財政のほうも含みますので、できるだけ早くお願いしたいと思いますが、最後に一言市長お願いいたします。

議長（牛嶋利三君）

西原市長。

市長（西原 親君）

中島先生のおっしゃるとおりいたします。

議長（牛嶋利三君）

高野副市長。

副市長（高野道生君）

私が庁内の跡地検討委員会の座長をさせていただいているところでございます。意見書を踏まえて、ただいま御指摘のとおり、6回ですか、検討してまいりました。しかし、財政面、それと管理運用面、それから投資対効果を踏まえると、一気に回答ができない状況でございましたので、現在に至っているところでございます。

しかし、この間、区長さんのほうにはホテルの建設云々といっても、それは議案として私たち出してもいいんだけど、議会で承認を得られるかどうかというのは私は自信がございませんと、だから、できるやつについて少しずつはやっていくということで現在のところ考えていますということは、私は2回ほどは回答したことを記憶いたしております。私の部屋にお見えになったんですよ。中島議員が言われたとおり、早く、いつにやるんですかということやったんで、そう一概にはできませんということでございます。

ただし、私が考えますのは、やはり防犯上も大変な危険性を含んでおりますので、早急に何らかの形で検討をいたしまして回答すべきだと思っておるところでございますので、もうちょっと時間をいただければと思っておるところでございます。やれるところからやっていくという形で御理解をいただきたいと思っております。

それから、委員会の皆さん方には、実は検討に当たりましては地元地域のニーズを把握するために検討をしてくださいということで前提にはちゃんとお話をしておりますし、市での政策が優先をしますということも伝えておることも御理解いただきたいと思っております。全て地元の検討委員会で検討されたやつが全部やりますということじゃありませんということとは正確に伝えているつもりでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、今後も学校跡地検討委員会というのを活性化してまいりたいと思っておりますけれども、実は大津教育部長もこのメンバーの中に入っておりますので、特別にまた云々ということじゃなくて、跡地検討委員会というのがもう体制が、組織が構築されておりますので、この中で検討をさせていただけないだろうかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

14番（中島一博君）

だけど、市長が推進室を設置するという答弁なされたので、私はもうわかってあるから、

〔発言取り消し〕

多分来月から推進室のほうに期待しておりますが。（発言する者あり）

議長（牛嶋利三君）

これで私はもう期待しておりますので、終わります。ありがとうございました。

議長（牛嶋利三君）

午前中の一般質問、これで終わりたいと思いますが、執行部のそれぞれの各部の部長さんにちょっとお願いをしておきます。

きのう5名、それから、きょう現在4名の各先生方が通告に沿った一般質問を展開されております。しかし、答弁する側の執行部として各部長さん、課長さん、的確な答弁やっただいておりますが、いまいち議長として本当に私見で申しわけございませんけれども、執行部席の例えば城局長さんとか、説明要員として出席いただいております。しかし、袖の奥のほうにおられて、非常にそれぞれの細部にわたった説明いただくのに、そうした担当の方がおられるから、その人は挙手されても非常にわかりづらくて、指名がやりにくいんですよ。ですから、各部長さんがそうした説明要員を招集されてありますから、誰々に、説明要員として誰々に説明をさせますというようなことを明確におっしゃっていただけませんか。そうすることによって、よりスピーディーな議会が育まれると思います。よろしく願いしておきます。

そしたら、午前中の会議はこれで休憩を入れまして、午後の再開時間は1時30分から再開をいたします。

午後0時20分 休憩

午後1時30分 再開

議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き午後の会議を再開いたします。

一般質問を続けてまいります。議席番号7番野田力君、一般質問を行ってください。

7番（野田 力君）（登壇）

皆さんこんにちは。7番議員の野田力でございます。午後から、本当、眠気が来ると思いますけれども、ひとつ辛抱して御清聴をお願いしたいと思っております。

私の課題としましては、農地集積をしっかりと進めていただいて、農業・農村の活力強化を一段と強めていただきたいという願いを込めて質問をさせていただきます。

まず、農業情勢につきまして触れますけれども、農業・農村を取り巻く情勢は、御存じのとおり、国内的には、農業従事者の高齢化と担い手不足、それからグローバル的に見ますと、農産物の低価格によります大量の輸入攻勢、要するに内外から、両面からの厳しい局面に立たされて依然として予断を許さない状況下にあります。

そして、今後予想されます2国間のFTAによります外交交渉いかんによっては農産品の海外輸入攻勢がさらに強まると、そういう予測もあります。国内の農産品との価格競争が激化によって、農家経営にはかり知れない打撃をこうむるおそれがあられないかということで心配しております。ともかく国民の命を守る食料でございます。国際情勢の激変に見舞われても安心して過ごされるような食料の安定確保が大事であることは、論をまたないのでございます。しかし、現在の国内の食料自給率は39%台で推移しております。薄氷を踏む状況ではなからうかと大変憂慮いたしております。農業は国民の命を守る大切な産業でございます。極めて重要な産業でありますので、どのような難局に遭遇しようとも乗り越えられるような食料の生産体制がふだんからしっかり備えておかなければならないと思います。このことは、農業に従事される農家の方々だけの問題ではありません。市民全体にかかわるものでございますので、市民総意として受けとめておくべき極めて重要な課題ではないでしょうか。

安心して維持、継続するには、まず、農家の皆様がやりがいのある大切な仕事として気概を持っていただくこと、これが1つは、まず大事だろうと思っております。

そして、同時に、明るい元気な農村社会であることを市民ともどもで力を合わせて築いておかなければなりません。その実現に向かっていくためには、まず、農家の方々が、農業経営によって安定した所得の確保と将来も安心して夢と希望が持たれるような農業・農村の展望について、あらかじめ明らかにしておくことも重要であります。

さらに身近に捉えますと、農業の生産性向上と生産コストや流通経費の低減、さらには適正販売を通じて、やはり再生産経費並びにより意欲が持たれるような安定した収益の獲得が、これこそ極めて重要であると思います。農業生産のコスト低減のためには、今、政府におかれましては、昨年、農業競争力強化プログラムを打ち出して、全国農業協同組合などと本当に激しい協議、折衝が重ねられております。そして、全農系列の肥料や農薬等の安値調達や農産物販売の強化に向けた方向で推進されております。今後における農業資材の価格の動向に十二分に注目しながら、生産コストの低減に役立てていただきたいと思います。そして、収益の向上を図っていただくということでございます。

ところで、大型の農業機械導入やその操作性、それから生産性向上、さらには人的な共同作業による生産の向上については、地域性、あるいは資本投下等によって、随分度合いによって大きく左右されます。したがって、相対的な生産コストの低減比較としては、なかなか算出が難しいわけです。

そこで、生産性の直接的かつ基礎的な算出基盤でございます固定経費と言える農地の管理状態の範疇で考えてみますと、当然ながら、作業効率面からは、耕地面積と作業移動の距離に比例するものでございます。1筆の農地面積が狭い我が国の耕地では、1筆の農地面積が広いほど作業効率は高まり、また、農地間の移動の距離が短いほど、当然ながら作業能率も上がるわけでございます。特に我が国の農地集約型によります表作と裏作の二毛作でございます。したがって、コストが二重に低減され、農業収入に占める純所得がおのずと多くなるものでございます。つまり、農地の集積は生産性を明らかに高めて、所得の向上に大きく左右し、農業・農村の活力が一層生み出されます。農家の所得向上は市内の経済循環も当然影響するわけでございますが、みやま市の振興発展に必然的につながっていきます。

既に、国、県の関係行政機関におかれましては、農業政策の中で、農地集積の施策を重要な位置づけとしまして積極的に進めておられるのが現状でございます。そして、国としましては、農地集積を展開する手段として、各都道府県に農地中間管理機構を平成26年度に設置されました。そして、市町村や関係機関からの協力を得ながら、今、強力的に展開されています。しからば、みやま市における農地集積の実態は、これまでいかなる手法でどのように進められてきたのか。なかならず、ここ5年間に農地の集積がいかほど進んだのかについて関心を持たざるを得ません。そこで、御答弁をいただきたいのでございます。

そして、その間にみやま市としましては、他の市町村よりも先駆けて、平成27年度に新た

に農地利用最適化推進委員さん19名の方々を任命、委嘱され、担い手への農地集積は、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進などの役割を担っていただいております。農業委員の皆さんと農地利用最適化推進委員の方々が一体となり、今、現場を踏まえた調査活動を展開され、実態把握がされておるようではありますが、今後の農地集積の推進力として大いに期待されるところでございます。

また、人的な組織体制の強化を図って農地集積を進めていただいていることは高く評価し、敬意を表する次第でございますが、全体の方向性に係る指針、つまり羅針盤たる進むべき役割と責任を有するみやま市の農政行政の当局としましては、いかなる基本認識のもとで全体計画を掲げ取り組まれてきたのかも強い関心事でございます。そこいらをまた御答弁いただきたいのでございます。

特に農林水産省としましては、農地集積の目標としまして、平成34年度には80%達成を目指しております。また、福岡県におかれましても、目標設定を60%から80%以内で現在検討中とのことでございますので、今後の動向に注目せざるを得ません。

そこで、改めて、みやま市におけます農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想がみやま市にあるわけでございますが、それを拝読しますと、その中で、効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標が平成26年9月の時点で60%ということを示されております。国よりもみやま市の目標が20%も下回っていることは、賃貸借の借り入れであります利用権設定が広げられない事情が横たわっているものか、もしくは担い手の方々が国の平均値よりも多くの方が存在しているのか、または営農法人などの受け皿が不足しているのかなど、それらの需要があるものと考えられますので、十分なる御検討いただき、諸課題にまつわる状況を捉えて対応していただきたいものでございます。

今現在、みやま市の達成状況は総農地面積の55.3%と聞き及んでおりますが、みやま市としましては、今後どのような考え方で新たなる目標を立て、いかなる戦略で臨まれるのか、基本的な方針はいかがでしょうか、そこいらもお願いしたいと思っております。

多分、これまで鋭意最善の方策を講じられてきたものと推察いたしますが、土地の流動化には、農村特有の歴史と文化や土地に対する強い思いなどが根強く横たわっているものと推察されます。特に農地の出し手と受け手がうまくマッチングすることが求められますが、受け手となる営農法人や大規模農家が存在しないのも、まだまだ見受けられます。大変難しい問題が横たわっているものと拝察されますが、その原因を明らかにしていただき、それらの

解決のためには、農地問題に精通されている農業委員、それから、農地利用最適化推進委員の方々を初め、JAみなみ筑後さん、それから関係機関からもお知恵とお力をいただき、しっかり力を寄せ合って打開策に鋭意検討を進めていただきたいと願わずにはられません。

みやま市の農政当局としましては、農地全域を見渡して、基本計画の自立を図って、そして、基本計画に沿った活動を展開するアクションプランも備わっていることも必須要件でございます。そして、農地利用最適化推進委員さんを初めとする関係者の方々が諸活動を円滑に展開するためにも、将来の方向性を示すガイドラインがどうしても必要不可欠とも思います。

農地集積を円滑に進めていくために基礎的な条件としましては、まず、全農家の方々が保有されている農地管理に関する意識、思い、意向、これからどうされるのかとか、さらには、ふるさとの思いと地域農政に対します願いが含まれてこそ計画性そのものに息吹を与えて、あすの農政の確かなる実現につながるものと考えます。

加えて、横軸になりますけれども、小学校区ごとの産地の特色や担い手の実態等を含め、あわせて活力を生み出す地域農政の道筋もしっかり見定めながらも、水田地、畑地、樹園地の区分ごとに仕分けして確立をいただきたいものでございます。

一方、農業情勢が刻々と変化しております。農家の皆さんの意識も刻々と変化するものでございますので、常時変化に対応する農地集積をめぐるても、適宜柔軟に対応されるべきものと考えます。

したがって、これまでの農地集積の推進状況をめぐり、そして、近い将来における農地所有の適切な管理状態についていかにあるべきか。特に地域産地形成を含めた地域農政のあり方などを明らかにするためにも、農家の意識調査が極めて重要不可欠であるものと確信する次第でございます。

みやま市としましては、速やかにいま一度、大変でございましょうが、全農家に対する意識調査を基礎に置いて農政の基本方針に基づいた農地集積に取り組んでいただきたいものでございますが、御所見をお伺いいたします。

ともかく農家の高齢化が本当に年々進みまして、もう引き延ばす余裕の時間すらほとんどありません。中には、早目に現農地所有地の管理面積を狭め、体力に合った耕作面積で進めていこうと考えられている方々や、もう完全にリタイアされるなどの形態が存在しているものと思います。

一方、農地中間管理機構を通じて農地集積をされる農地におきましては、再度のさらに圃場整備と申しますか、再度の耕作地の整備を図る必要が生じた場合には、これまでのような整備事業に対する農家の重い負担が、これがなくなります。そして、法的な手続も随分簡略されまして、一体的な農地面積がさらに拡大することができます。農作業の効率が一層高まる政策メリットも享受できるように今の国会で法案が審議されておるようでありますので、注目し、期待したいものでございます。

農地集積が進めば、当然ながら農地を手放した方で新たな職種を探す場合に直面されるでありましょう。そして、安心して相談に対応できるような受け皿たる相談体制も構築しておくことも必要ではないでしょうか。

農家の転職先としましては、理想的には、地元の農産品製造にかかわったなりわいが存在すれば、転職者も本当に生きがいと申しますか、やりがいも生じまして最適ではないでしょうか。農産物の6次化を進め、新規の雇用場づくりとしましては、みやま市で生産されている新鮮でおいしい野菜や果物、本当に一大産地でございます。消費動向から見ても、カット野菜の加工場、それから大豆あたりを使ったドレッシング、お米を使った入浴剤など、いろいろな開発が進んでおるようでございます。したがって、我がみやま市の産地資源を利活用した加工場の検討余地は十二分にあるでしょう。かなりの、そしてまた優遇性があるものと私は考えます。そこいらの御所見もお伺いしたいと思います。

そして、加工場の計画に当たりますとしましては、農商工の連携で基本的に進めていただき、アイデアや商品開発、ビジネスモデルの構築、販売戦略などの協議、検討を行う場所としましては、これこそみやま市小・中学校の再編によります休校、廃校を提供いただければ、電気、水道、ガスなどのインフラが整っており、しかも、いろんなそういったところでは実験が必要でございますので、実験用の機材も活用できますので、随分やりやすいかなと思っております。

それに、指導に当たられる人材の開発指導者でございますが、今、地方創生事業の一環として、国に対する人材派遣、さらには福岡県の研究機関からの優秀なる研究員からの派遣指導、または地場の食品産業はしっかりおられますので、地場の食品企業からの支援協力をいただければ、本当にありがたいものでございます。

農地集積は、そう言いましても、本当に積年の難題であることでございます。競争力を高め足腰の強い農業を推進する上からも、本当に大変でございますが、避けて通れないと

ころでございますので、大いに行政からの御指導を仰ぎたいと思います。

ところで、農地は現在、農業から離れられている非農家の方々にも所有権関連移譲から関係いたす場合も本当に多々あります。市民皆さんの御理解と御協力もまた重要不可欠なことではないでしょうか。各般の御協力のもとで農地集積を解決し、生産性を高め、かつ高度なる農業技術を最大限生かして安心しておいしい高品質の農産物を産出、提供し、戦略的な販売を展開すれば、それこそあすの農業・農村に輝かしい光が差し、みやま市の振興、発展に大きく貢献いたすものと確信いたします。

これらの実現を図るためには、本当に農政に造詣が深く、かつ情熱を持って真摯に農政施策を講じられています西原市長からの力強い御指導が極めて重要でありますので、今後の総合農政と地方創生の観点を含めた農地流動化の推進について御決意をお伺いいたすわけでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（牛嶋利三君）

西原市長。

市長（西原 親君）（登壇）

野田議員さんの農地集積を進め、農業・農村の活力強化をの御質問にお答えをいたします。

まず1点目の過去5年間に農地の集積がいかほど進んだのかについてでございますが、5年前の平成25年度は、農地面積5,271ヘクタールに対しまして、担い手への農地の集積面積が2,695ヘクタール、率にして51.13%でございました。5年後の本年2月現在、農地面積は4,697ヘクタールに対して集積面積が2,577ヘクタールで54.86%と、約4ポイントの増となっている状況です。

次に、2点目の市行政当局はいかなる基本認識下で計画的な農地集積に取り組まれたかについてでございます。

議員御指摘のとおり、本市の農業につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき、平成20年度に策定しました農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想により推進しているところでございます。

本市の農業は、山間部では果樹、平たん地では施設園芸を中心に、米、麦、大豆などが作付されており、今後も地域の特性を生かした収益性の高い作物を導入しながら、果樹や施設園芸の産地として持続的発展を図ることといたしております。その中で、米、麦、大豆などを中心とする農事組合法人や規模拡大を目指す農家、施設園芸等の集約経営農家、あるいは

小規模の兼業農家などの間で、いかに役割分担をしながら優良農地を確保していくかという観点で農地集積を進めてきました。具体的には、農業委員等が出し手と受け手の情報を一元的に把握し、両者を適切に結びつけて利用権設定を進めたり、法人化に合わせ農地中間管理事業を積極的に活用したりしながら農地集積を進めてきたところでございます。

農地集積面積目標につきましては、国は平成34年度に80%、県は60%から80%で検討中ということですが、本市では60%としております。国、県に比べ低い設定としておりますが、これは議員も御指摘のとおり、農家の土地への強い思い入れや資産としての保有化傾向が強いことで農地の流動化が進みにくい現状を踏まえたものでございます。

次に、3点目の全農家の意識調査を行い農政基本方針のもとで農地集積に取り組むべきと考えるがについてでございます。

農家への意識調査につきましては、平成25年度に農業振興地域整備計画の全体見直しの際に実施しました。アンケートでは、現在の経営状況を初め今後の経営見通し、本市の農業の方向性などについてお尋ねしましたが、昨年度から本年度にかけて集落営農組織が農事組合法人へと移行するなど、状況が当時とは大きく変わっておりますので、改めて意識調査を行うなど、現状把握をする必要があると考えているところです。そして、調査結果をもとに、今後の農地集積の進め方について農業委員会とも協議しながら、基本構想の見直しなど、今後の農業施策に反映させてまいりたいと思います。

次に、4点目のみやまの農産資源を利活用した加工場の設置促進についてについてでございます。

国では、担い手への農地集積を図る一方で、農村に働く場を整備できるよう、農村地域工業等導入促進法、いわゆる農工法の改正が予定されております。誘致できる対象業種を全業種に広げ、6次産業化に取り組む企業等への施設整備費の一部助成により農村の活性化を支援するといった内容であります。議員御指摘のとおり、農村での雇用の確保という点では、例えば農工法による生鮮野菜のカット工場の誘致も有効ではないかと思っております。また、小・中学校再編により廃校となった学校施設を加工場として活用することも検討できると思っております。いずれにいたしましても、農地集約とともに農村の雇用の場づくりにもしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、5点目の今後の総合農政と地方創生の観点を含めた農地流動化の推進についてでございます。

本市の基幹産業は農業であり、これは市民の誰もが共通の認識とされているところだと思います。農家戸数は、この30年間で26%にまで落ち込んでおりますが、本市のさまざまな産業は農業を礎に発展してきたといっても過言ではありません。それだけ本市の農業には豊富な知識と多くの経験、卓越した技術力が蓄積されております。本市の農業の活性化のために農地の集積をさらに進めるとともに、これまで蓄積された力を再構築し、競争力のある足腰の強い農業にしていく必要があります。そして、基幹産業の農業の活性化こそが本市を創生する原動力になると確信をいたしております。

議員におかれましては、今後とも引き続き本市の農業行政に御理解と御協力を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

7番（野田 力君）

答弁をお聞きしましたら、本当にしっかり御検討いただいて、揺るぎない内容であったかと思っております。特にちょっとまだ理解を私がしかねているところをお尋ねしたいと思っております。

まず、5年前の平成25年は、農地面積が5,270ヘクタールという分母でございますよね。そして、担い手への集積が2,695ということで51.3%であったと。そして、5年後には、分母が4,697、かなり落ちたようでございますが、それはもうそういった転用とか必要ない分が生まれてきたと思っております。そして、集積におきまして、余り集積のほうはふえていないと、そういうことでございますので、そこいらが、分母はそういったことが理解されますけれども、集積はもうちょっとふやすべきじゃなかったかなと、もっと頑張っていたきたいなと思っておりますが、その中で、遊休農地がどれくらい含まれておったのか、そこいらを御説明いただきたいと思っております。

それと、もう一つは、これができるかできないかはわかりませんが、水田地と畑地、それから樹園地として、縦軸としましては3つに分けることができると思います。そして、その縦軸でそういったやつがもしも手元があれば、そこいらも教えていただきたいと思っております。

議長（牛嶋利三君）

木村農林水産課長。

農林水産課長（木村勝幸君）

遊休農地の面積について御報告をいたします。

平成25年2月現在でいきますと、管内の農地面積が5,271ヘクタールに対しまして、遊休農地が81.7ヘクタールと、1.55%の割合になっております。それが、平成29年、本年の2月現在で申しますと4,697ヘクタールに対しまして87.9ヘクタール、1.87%の率になっておるところでございます。

それから、2点目の水田、畑、樹園地の軸での数値の資料について、ちょっと手元にございませんので御報告できませんが、後ほどまたお渡しできたらというふうに思います。

以上です。

議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

7番（野田 力君）

なかなか縦軸の押さえ方が難しいかなと思っておりますけれども、今後進めていかれるときは、必ず縦軸の、いわゆる水田地と畑地と、それから樹園地がどういうふうに変化させていったらいいのかということは、これもまた避けて通れない課題かと思っておりますので、よろしく御認識のほどをお願い申し上げたいと思っております。

それから、2点目の基本計画といいますか、基本認識がしっかり組まれておったかなということちょっと思いますけれども、大ざっぱに言って、米、麦、大豆ということになっておりますが、もう少し野菜あたりのやつも踏み込んで御検討いただきたいと思っておりますが、そこいらはどうですか。

議長（牛嶋利三君）

富重環境経済部長。

環境経済部長（富重巧斉君）

御指摘ありがとうございます。確かに本市の農業は米麦を中心に作物をつくっているわけなんですけれども、やはり施設園芸というのは大変大きな一つの柱になっております。特にセロリとか、そういった作物につきましては、議員御存じのとおり、西日本でも有数の産地ということになっておりまして、こちらの施設園芸の支援についても、当然気を配りながら、JAさん等と協議しながら推進をしているわけなんですけれども、毎年、高収益事業を活用

させていただきながら取り組みを進めているところでございますので、今後とも、特にかんきつ系果樹につきましては、山川の一部のほうで新しい品種分もできまして、それらの推進を図っているようなところでもございます。そういった農家と協力をしながら、新たな産地構成、新たな品種構成を考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

7番（野田 力君）

よろしく願いしておきますね。

それから、全農家に対する意識調査を御答弁としましてはやりたいということでございます。本当にやっていただきましたらば、平成25年度に実施されておりますので、比較検討したら、随分農家の意向も的確に把握されるかと思っております。どうぞしっかりやっていただきたいと期待いたしておきます。

それから、4点目でございますが、加工場の設置促進でございますが、何かいい農産品がいっぱいありますけれども、それを6次化して加工品としてなかなか売り出していないなというも思うわけでございますが、何とか民間の活力を引き出して、またお願いしながらぜひ進めていただきたいと。特に統廃合によります小学校の跡地の問題とか、それから、今度、企業誘致として計画されていますそこいらも本当に期待が持たれますので、ぜひ加工場あたりを何とかこぎつけてもらいたいと思っております。

それから、最後の市長からの思いにつきましては、しっかり農政を根幹に置いてやっていくということでございますので、ありがたく受けとめておきたいと思っております。ぜひ頑張ってくださいますよう、よろしく願い申し上げます。

これで1問目は終わります。

議長（牛嶋利三君）

はい。

7番（野田 力君）（登壇）

引き続きまして、2問目をまた。

2課題目でございますが、これは菜の花栽培を広めていただいて、これこそ6次化産業をしっかりと進めてもらいたいという課題で御質問をさせていただきます。

菜の花は春の風物詩でございますして、本当に心にときめき感を与えます。田園地帯に明る

い潤いを注いでくれるものでございます。私たちの昭和時代の中ごろまでは、春の遠足時に清水の清水山に登って、そして下を見渡せば、菜の花畑が一面に広がって本当に美しい景観でございました。子供心にも本当に「わあ」ということで感動したものでございます。

菜の花は、御承知のとおり、菜種を収穫し、食油にしていたものが、海外からも輸入攻勢とか、さらには製油精製の効率化の高度化によりまして、菜種油の価格が低下してきたわけでございます。そのことによって菜種の売り渡し価格が著しく下落しまして、農家の所得の収益が、もう本当にこれはないなということで麦作にかわったりいったわけでございます。そういうことで、菜の花畑が衰退していった厳しい経過がございます。

ところが、メーカーによりまして製油精製の高度化によってそういったことがもたらされたわけでございますが、実は旧式によりまして精製油の商品は、今になりましたら、アトピーアレルギーにも反応せずという本当にありがたい商品にまた生まれ変わっております。しかも、味は断トツにうまいことが判明いたしました。私も食べてみまして、全然市販のものと実際みやまの菜種油で食事いたしますと違うなということで実感を持つわけでございます。そして、消費者からの健康志向とグルメ志向によりまして評判が高まっております。

このような状況により、旧式による精製油は、一般市場価格よりもある程度高いにもかかわらず、市場に今は出回るようになっております。旧式の製油所からの菜種の種実購入価格が、ある程度またよみがえってきております。農家の菜種生産も、採算ベースが、これこそ努力して何とか可能になりつつあります。これからも消費者に商品の価値を強く訴えて需要がもっと高まれば、おのずと農家の売り渡し価格も、さらによりよい適正化に向かうものと期待いたしているところでございます。

なぜうまいのかは、私は多分、採油率が、メーカーの場合は、もう七、八〇%ぐらい搾り取るそうでございますが、旧式の場合では20から30%でされているそうでございます。せいけん、一般商品の分よりも約3分の1ぐらいしか搾り取っていないと。ということは、上澄みのある、うまみが多く含まれている一番搾りの関係からこういうふうなうまいのかなと思うわけでございます。ただ、現在における農家の生産費と必要経費の収支バランスを考えますと、裏作の表作と同じく国からの助成措置が一応講じられておりますが、それが取っ払われましたら、もう本当に農家の方は赤字になります。どうしようもありませんけれども、したがって、国からの助成策は、もう絶対確保していただかなければならない問題でございます。

そして、いよいよもう御承知のとおり、国の水田利用対策が平成30年度から抜本的に改革され、生産者の意向重視によって品目の作付が始まります。今までは減反政策ということで、もう計画的なあれでございましたが、そういうことになります。そいけん、有力となりますこの菜の花栽培も、大いに選択肢の一つとして重要品目として位置づけておかなければならないかと思っております。戦略性を持った適地適作による菜の花栽培は、農家所得にも大いに貢献いたすものと考えられます。したがって、みやま市内の、これはまた景観にも大いに役立つし、有益ではなかろうかと思っております。

特に、去る2月19日に国際的に注目されているオルレコースに、みやま市の清水山コースが認定されましたが、我がみやま市におきましては、オルレ参加者や一般観光客等に対しても、花を添えて熱き心でお招きしたいものではないでしょうか。そして、食用として使用した食用廃油は代替燃料、つまりBDFとしてまた再使用が可能です。また、搾りかすであります油かすも、実は市販に売られている油かすよりも、それこそ油が70ぐらい残っていますから、物すごく肥料分が高いわけでございます。したがって、農家の皆さんもこれを使用したいということが強いようでございます。言うならば、菜種は一石で五鳥の貢献をいたすような効用があるかと思っております。

ところで既に、みやま市高田町の開地域におかれましては、山田さんたちを中心に4名の方々が今まで頑張ってきてあります。本当に採種栽培に取り組まれてありますので敬意を表したいと思っておりますが、そういった実体験を持ってある、このみやま市でございます。そして、いろんな関係機関と一緒にさらに研究開発すれば、生産もかなり伸びるんじゃないかと思っております。そいけん、山田さんグループを初め大木町からも御指導、そして、バイオマス、有機燃料、有機肥料をいただいて栽培したら本当にいい成果が生まれるかと思っております。さらなる肥培管理の向上によりまして、増収がもっともって見込まれるだろうと思っております。ぜひとも菜種の栽培については、拡大の方向に向けて成功いただきたいものでございます。

みやま市は、平成31年度にはバイオマスセンターが完成します。そして、生ごみとし尿を活用したバイオマス肥料が生産されますので、採種栽培に使用いただければ、今度はまた農家の方のほうからは、コスト低減になるわけでございます。一段と向上して、有機栽培の付加価値もまたそこで生まれます。

菜種栽培を進展させまして、菜種の6次化も可能です。ぜひ作付拡大の実現

へ向けて、山田さんグループを初め体験者の方のお知恵、それからＪＡ、農業委員会、認定農業者協議会、それから南筑後普及指導センター、いろんな関係機関がありますので、しっかり知恵を寄せ合って生産体制を強化するべきじゃなかろうかと思っております。生産性を強化することによって、また収量が向上するかと思っております。

そして、その際、ちょっと気になることは、今、生産者の新規で菜種の作付を進めるためには、何としても、まだ肥培管理に、あと当分の間応援するといえますか、助走期間が必要だと思いますので、産地促進を含めて何とかみやま市からの温かい御支援がぜひ必要かなと思っておりますので、ここいらを御検討いただき、お話をいただきたいと思っております。

一方、採油所の販売については、消費者ニーズを捉えた商品開発と需要拡大が極めて重要であります。先端的な新規戦略を構築するためにも、とにかく専門家が入ってもらって、そして流通消費者、この方たちもぜひ入ってもらって、流通商品分野における、また検討の場をぜひ設けていただきたいと思いますのでございます。そして、生産体制と流通販売体制が連携した強靱な機能的な組織を編成し、事業の展開を図っていただきたいと思いますのでございますが、西原市長からの力強い御英断を賜りたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（牛嶋利三君）

西原市長。

市長（西原 親君）（登壇）

続きまして、「菜の花」栽培を広め6次産業化をの御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、高田町開地区では、市環境衛生組合連合会のプロジェクトの一環として、みやま菜種生産組合による菜の花の栽培に取り組まれております。ここでは、大木町のバイオマスセンターでつくられた液肥を利用して栽培されており、収穫された菜種は搾油し、「みやま産の菜の花オイル」として道の駅みやまなどで販売されております。

また、毎年春には菜の花まつりが開催され、一面に咲き誇る菜の花の景観を楽しむことができ、菜の花栽培の普及に尽力をいただいているところでございます。

そこで、1点目の菜種栽培の生産推進体制なる協議会を立ち上げるべきだについてでございます。

菜種栽培を推進するには、菜種栽培により所得が確保できることが何よりも重要です。そのためには収量を確保し、付加価値の高い菜の花をつくるのが課題となりますが、平成30年度稼働予定のバイオマスセンターでできる有機液肥を活用することで、菜種の増収や高付

加価値化などが見込まれています。また、菜種オイルなどの6次化商品の開発、販売や菜の花の景観をオルレコースに生かすなど観光事業の展開により、所得の拡大も期待されるところです。

市といたしましては、本市が目指す循環型社会づくりの取り組みの一環として、菜種を循環型農業の推進作物として位置づけ、国の経営所得安定対策交付金制度等も活用しながら、JAみなみ筑後、南筑後普及指導センター等の関係機関との連携により生産の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の当分の間、菜の花の産地促進を図るための支援についてでございます。

現在、菜種栽培への支援としましては、国の経営所得安定対策交付金制度における二毛作助成等の制度がありますが、今後、交付金制度がどのようなようになっていくかは不透明です。産地交付金の活用など、国の交付金制度を有効に活用し、産地促進を図っていきたいと考えております。また、菜種栽培には、菜種を収穫するためのコンバインや乾燥調製施設の整備等が必要となります。現在、福岡県における活用できる補助制度はありませんが、県に働きかけるなどしながら、産地育成のための環境づくりをしてまいりたいと思います。

最後に、3点目の需要拡大を一層図るために専門家による流通・消費者分野の検討の場の設置をでございます。

現在、菜の花オイルを販売されているみやま菜種生産組合では、販路拡大のため、農林水産課の農産物加工品開発推進事業を活用して、瓶のラベルをプロデザイナーにデザインしてもらうなど、商品のイメージアップ戦略を図り、道の駅みやまやさくらテラスなど直売所での販売、あるいはサンレイクゴルフクラブ内のレストランや料理研究家の方の料理教室への納入など、販路を広げられております。

6次化商品の開発、生産、流通、販売については、やはりその道の専門家の戦略的なアドバイスが必要不可欠だと思いますので、県や市の補助制度の活用を初め、商工会等との連携を図り、農家の所得拡大に結びつくように取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

7番（野田 力君）

菜種のことにつきましてちょっとお尋ねしたいと思いますが、これはおいしいことはもう間違いありませんが、健康志向に合うということでございますが、菜種にこういった成分が含まれているのか、そこいら、課長のほうからひとつ御説明いただきたいと思います。

議長（牛嶋利三君）

木村農林水産課長。

農林水産課長（木村勝幸君）

菜種油の効能についてお答えをいたします。

菜種油には主にオレイン酸とビタミンKというのが豊富に含まれているということでございます。オレイン酸については、動脈硬化、心疾患の予防に効果があるということでございます。それから、ビタミンKについては、骨折予防、あるいは骨粗しょう症、そういったものに非常に効果があるというふうなことを言われております。

それから、飽和脂肪酸というのが非常に少のうございまして、これは動物性の油脂には非常に多く含まれていてコレステロールを増加させるようなことになるのですが、少ないということで動脈硬化にもなりにくいというふうな効用があるようです。

以上です。

議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

7番（野田 力君）

本当に貴重な成分が入っております。これはもう本当に、皆さん消費者の方が認知されれば、菜種油を使いたいということがぜひ需要が高まってくると思っております。

そして、この菜種栽培が山田さんグループあたりで今一生懸命頑張って3.5ヘクタールでございますが、今後バイオマスセンターをにらんで生産拡大はどのようにされておるのか。

それと同時に、もしも大きく計画されておったら、今の頑張っている人たちも、なかなかうまみがなかばんということも話してありますから、もうちょっと生産支援するようなことを含めて御答弁をお願いしたいと思っております。

議長（牛嶋利三君）

松尾環境衛生課長。

環境衛生課長（松尾和久君）

それでは、お答えいたします。

まず、菜の花栽培の目標といたしますが、バイオマス産業都市構想の中で循環型社会をつくっていかうということで、今現在みやま市では廃食用油を回収しておりますけれども、それを民間にお願いしている分をバイオマスセンター内にバイオディーゼル燃料、BDFをつくる施設をつくって燃料をつくっていかうという構想を立てておまして、その中で、今現在集まっている廃食用油に加えて、菜種の栽培を推進して、今現在3.5ヘクタールほどつくってあるものを最終的には今のところは30ヘクタールまでふやそうと。その目標でその栽培には液肥を使っていただくということで、今、農協の方や農家の方と、バイオマスの液肥を使った菜種栽培の推進も進めております。

その栽培面積をふやすためにはどのようにやっていくかということで、バイオマス産業都市構想の中にも書いておるんですけれども、まず、先ほど市長の答弁もありましたけれども、乾燥調製施設がみやま市にはありませんので、まず、その乾燥調製施設をつくっていきたいと思っております。

それと、先ほどお答えしましたけれども、収穫するときのコンバインの整備、そういうものが必要になってまいりますので、そのようなものをぜひみやま市内に整備することによって栽培がしやすくなって収穫もしやすくなる、また、乾燥調整もできるということですので、その辺の体制づくりをやっていきたいと考えておりますので、バイオマスのほうの燃料施設整備は平成31年度に予定をしておりますけれども、まずはバイオマスセンターをつくって液肥をつくることを環境衛生課としては考えておるところです。

以上です。

議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

7番（野田 力君）

今答弁いただいて、今3.5ヘクタールですけれども、それを10倍ふやかして、そしてもう平成31年度にはそこに到達しようという計画でございます。また、それを到達しないとバイオマスセンターの液肥が処理ができません。本当に力を入れてやらなくちゃならないと思っております。そのためには、農家の皆さんの、今、菜種の生産費と販売経費を見ましたら、1反当たり20千円ぐらいしか収益がないんですよ。これは、国のほうの面積割と数量割で、もう入れて、補助金をもちろん入れて、国が来なかったらもう赤字ですから、これはつくられません。それを含めて何とか目標を達成するならば、生産助成策として、市として、当分

の間でございますから、当分の間ぜひそれを進めていただきたいと思います。

この辺は西原市長でないとお答えができないと思っておりますので、10倍ふやかすということは、本当にもう相当な力を入れていかないと、そうしないと今度はバイオマスセンターのほうに影響しますから。そして、やっぱり一気に上げていかないと農家の皆さんたちも元気が出ませんので、ぜひ農家の皆さんが、これは少しは元気が出るばいということの思いが伝わるようなことの気持ちをぜひお答えいただきたいと思います。

議長（牛嶋利三君）

西原市長。

市長（西原 親君）

きょうは開から担当の山田さんもお見えになっているようでございますので、よく話し合います。できるだけ市としても支援して目的が達成するように努力してまいりたいと思います。

議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

7番（野田 力君）

今さっき市長の御答弁は、山田さんたちのグループの意向をちゃんと踏まえてということでございますが、試算をしましても、今さっき申しましたように、ほとんど収益がないんですよ。そして、1町5畝ぐらいありますから、これはそして、流通まで取り組んでいきましたら、それこそみやまの6次化の大きな柱になると思っております。そして、雇用も生まれると思えます。そして、バイオマスセンターも順調に動くと思えます。本当にいろんなところに公益をもたらします。雇用ももちろんふえます。そういうことで、ぜひ西原市長、もう一度、山田さんとお話し合いをされるということでございますが、前向きに山田さんと打ち合わせていきたいと、また関係機関と打ち合わせていきたいということ、再度お願い申し上げます。

議長（牛嶋利三君）

西原市長。

市長（西原 親君）

野田先生も非常に強い意欲を持っていらっしゃるけど、私はそれ以上に強い意欲を持ってやりたいと思えます。

議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

7番（野田 力君）

ありがとうございます。そしたら、もうそういうことで期待いたしまして、実現に多分向かっていこうと思っておりますので、私も、力はありませんけれども、一生懸命また応援させていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

議長（牛嶋利三君）

お疲れでした。

それから、一般質問は野田先生で終わりましたけれども、1番奥園先生からの質問の中で、消防長からの資料持ち合わせがないというようなことで、後ほど御答弁いたしますという答弁だったかと思いますが、資料を探し出されて答弁を説明されるそうですので、消防長お願いします。

消防長（北嶋俊治君）

奥園議員のみやま市におけます救急救命施策についての中でお尋ねがありました、普通救命講習会及び出前講座の実施状況について御報告をさせていただきます。

まず、普通救命講習会は3時間の講習でございます、その講習内容は、心肺蘇生法、AEDの使用法、また、止血法や異物除去などの講習を行っております。

次に、出前講座では、1時間から1時間30分の講座でございます、その内容は、老人の足元の段差による転倒防止、熱中症、また、寒い時期におけます浴室での救急事故予防などの講習でございます。

実施状況についてでございますが、平成27年中の普通救命講習会が32回、受講者670名、出前講座が12回、受講者214名で、また、平成28年中の普通救命講習会が26回、受講者487名、出前講座が8回、受講者が195名でございます。

以上、回答とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（牛嶋利三君）

これは奥園先生、今、消防長から先ほどの質問に対する答弁というようなことで、今数字をがらがらと並べていただいたけど、一生懸命こう書記しよってあったけど、しださんでしよう。よかったら、消防長それ、答弁書としていいですか。配付をしておってください。

ここで皆さんにお諮りをいたします。議事の都合によりまして、3月9日から10日までの2日間、13日から17日までの5日間、21日から23日までの3日間を休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、3月9日から10日までの2日間、13日から17日までの5日間、21日から23日までの3日間を休会することと決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は3月24日となっておりますので、御承知おきを願います。

午後2時33分 散会